

議長／ただいまから令和6年第4回千代田区議会定例会継続会を開会します。

昨日に引き続き、一般質問を続けます。

初めに、15番、永田壮一議員。

永田議員／令和6年第4回定例会にあたり、一般質問いたします。

マルチスポーツと武道の普及についてお伺いいたします。

日本では好きなスポーツを一つに決めて生涯取り組むことが推奨されています。

武道のように一つの道を貫くことを美德とすることはすばらしいことなのですが、スポーツ科学においては必ずしも合理的ではないことが分かってきています。

幼少期から一つの種目に専念すると、その競技以外の動作が苦手になることや、特定の部位のケガ、固定化された対人関係で精神的負担を感じてしまうリスクが指摘されています。スポーツの語源は「気晴らし」であって、単純に楽しいことであるにもかかわらず、過剰な競技指向や厳しい練習環境によって運動嫌いになってしまうのは残念でしかありません。海外では春から夏にかけては野球、秋はサッカー、冬は屋内のバスケットボールやスケートなど、季節ごとに種目を変えて取り組むことが一般的です。

1年間で3種目のスポーツを4か月ごとにプレーするシーズン制が定着しています。

チーム編成は固定化されず、人気種目には選抜で参加できないこともあります。新規加入も辞めることも自由です。

日本のスポーツ界では一種目にこだわり、「何事も超一流になるには1万時間を要する」という30年前に提唱された理論を実践していて、1日3時間のトレーニングを10年間、計1万時間続けることが絶対的な「熟達のルール」として多くの競技指導者によって実践されてきました。

しかし、近年では、レベルに関係なく、幼少期に複数のスポーツを経験することが常識になってきています。

オーストラリアでバスケットボール、ホッケーの代表選手を対象に調査したところ「代表レベルに達するまで平均13年かけて4000時間の練習をしていた」というように、日本より大幅に短く、単一種目に絞ったのは平均で12歳になってからという統計があります。

世界トップクラスのアスリートで幼少期から大学まで単一種目だけをプレーしていたのは17%しかいないというデータからも、1つの競技に専念することとスキル向上は必ずしも比例しないことが分かります。

日本人トップアスリートも例外ではなく、幼少期には別の競技を経験しているマルチスポーツ実践者が多く、他の種目でも一流であったことが知られています。

現役選手の例をあげると、バスケの八村塁選手は野球、野球の大谷翔平選手はバドミントン、水泳、槍投げの北口榛花選手はバドミントンと水泳、テニスの錦織圭選手はサッカー、スキージャンプの高梨沙羅選手はバレエダンス、スケートの高木美帆選手はサッカー、ゴ

ルフの渋野日向子選手はソフトボール、軟式野球をしていました。

また、海外のプロサッカー選手には柔道や空手の経験者が多く、武道のスポーツへの好影響は世界的に広く認識されています。

競技によっては、1種目に専念して成功しているアスリートが多いことも事実としてあるのですが、データから判断すると1種目に限定するよりも、マルチスポーツのほうが可能性が広がることは確かです。

「将来、よりレベルの高いアスリートになるためには複数のスポーツを経験させるべきだ」というマルチスポーツ理論は、季節ごとに種目を変えるシーズン制が前提であると指摘しましたが、複数のスポーツ競技を同時並行することではありません。

複数の種目を行うことだけが目的になってしまうと、連日の長時間練習や試合による疲労の蓄積、ケガといった身体的、精神的負担が増えてしまうリスクが発生してしまいます。

マルチスポーツが定着していない我が国においては、今年度よりスポーツ庁が調査、検討を始めたばかりで環境が整っていないため、まだ個人で対応するしかない状況です。

さすがに、海外のシーズン制をいきなり導入することは無理なので、まずは、サッカーにしても、バスケットボールにしても、その種目だけでなく、様々なスポーツの要素を練習の一環で取り入れていくことから始めるのが現実的でしょう。

中学生以降の部活動でも同様に、日頃から打ち込んでいるスポーツ以外にも、通常の部活動時間内でトレーニングの一環として他の部活と交流して、互いの競技を経験することは気分転換にもなりますし、新たな才能が見つかるかもしれません。

よくアスリートたちがオフシーズンに異種競技の選手同士で合同トレーニングをしていることは、とても理にかなっているのです。

民間の子供向けスポーツクラブでは1つの競技に特化せずに、バスケ、サッカー、バレーボール、ラグビー、野球、テニスなど、可能な限り多くのスポーツの動きの要素を取り入れた運動を実施しているところもあります。

このように利点が多いマルチスポーツを、すぐにでも導入するべきだと考えますが、一流アスリートの育成は2次的要素でしかありません。

選択肢が多くあることによって固定概念から脱却し、柔軟な思考と健全な精神を養うこと、そして、一つの競技にこだわるよりも、運動そのものを継続することが大切です。

厳しい練習を積んできた一流選手ほど、スポーツは学生の間だけで社会人になったら運動を一切しないというのは環境の問題もあります。

けがでオリンピック出場を断念した、金メダリストのレスリングの選手から、残念だけど、それよりも、子供のころから続く地獄の練習から解放されるほうがうれしいと聞いたときは、トップアスリートの苦悩がよく理解できました。

このようなトップ選手は1%以下なので、趣味で運動をしている人にとっては、生涯スポーツの観点から、選択肢が多いマルチスポーツは、健康な生活を送るために重要な取組であると考え、6点質問いたします。

1、部活の地域移行、地域連携が進んでいます。

部活動指導の外部委託は教員の負担軽減が目的かもしれませんが、生徒がスポーツを楽しめる環境づくりのほうが重要です。

練習日によって指導者を変えるなど、実態にあった柔軟な対応ができているのでしょうか。また、部活動指導員の質の確保はどのように行っているのでしょうか。

2、部活動の選択肢や参加日数など、運用を柔軟にすれば、対人関係、受験や飽きて興味を失うといった理由で辞めてしまうことを防ぐことができます。

部活の運用方法を見直し、部活間での兼部、連携、協力体制をつくれませんか。

3、本区には自由に運動できる環境が不足しています。

体力、運動能力低下の改善について、何か方策はあるのでしょうか。

4、富士見スポーツ・文化クラブといった総合型地域スポーツクラブでは幾つかのスポーツを体験できるようになっていますが、まだ選択肢が少なく、1種目のみを選択している会員がほとんどです。

生涯スポーツの観点から選択肢を増やし、多くの種目を気軽に体験できるマルチスポーツの交流の場として活用できないでしょうか。

5、富士見スポーツ・文化クラブでは、複数のスポーツを年齢問わず体験できるイベントを定期的を開催しています。

こうした取組を体験会で終わらせずに、生涯スポーツ、マルチスポーツの視点で選択肢を増やすために活用してはいかがでしょうか。

6、武道の部活は剣道部が一部学校にあるだけで、武道場はあまり活用されていません。

武道は人気がないわけではなく、地域の空手教室は定着していますし、興味はあるがきっかけがないといった意見も多くあります。

武道経験は精神修養にもなりますし、他のスポーツにも役立つことが知られています。

学校や地域のスポーツクラブで週1回や月1回程度でもいいので、武道を気軽に体験できる環境をつくれませんか。

以上、関係理事者の明快な答弁を求め、私の質問を終わります。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／永田議員の部活動に関する御質問にお答えいたします。

初めに、部活動指導の柔軟な対応についてですが、御指摘のとおり、生徒がスポーツを楽しめる環境づくりは大切で、各校の部活動によっては、生徒の要望に応じて練習日を増やしたり、練習メニューを曜日によって変更したりするなど、実態に応じて工夫しながら柔軟な対応が図られているところです。

次に、部活動指導員の質の確保についてですが、委託事業者において、競技歴や指導歴、人間性など、部活動を指導する上で大切な資質・能力を総合的な視点で判断するとともに、

採用後も独自の研修を実施しております。

また、委託事業者により配置された統括責任者が各校を巡回し、それぞれの指導状況を確認するなど、部活動指導員の質の向上を図っているところです。

次に、部活動の運用方法についてでございますが、生徒の自主性が尊重され、生徒自身が希望する部活動を選択できること、学校での指導体制が整っていることなどを前提に、毎年、部活動の見直しを行っております。

また、現在でも、複数の部活動に所属し、曜日や季節ごとに競技を変えて活動している生徒もおります。

今後、生徒の部活動選択の幅を一層広げられるよう、学校と検討してまいります。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／永田議員のマルチスポーツの御質問のうち、体力、運動能力改善、総合型地域スポーツクラブでの取組及び武道の普及についてお答えいたします。

最初に体力、運動能力改善の方針についてですが、区では、スポーツセンターで毎年スポーツの日に行っている体力測定会や、区立学校で行っている体力調査等を通じて区民の体力の現状把握に努めています。

今後、より精緻なデータの収集と分析に努め、令和7年度に策定する次期「スポーツ振興基本計画」の中で、区民の体力、運動能力向上に向けた方針を明確化してまいります。

次に、総合型地域スポーツクラブを交流の場及び生涯スポーツ、マルチスポーツの視点で活用することについてですが、本区唯一の地域総合型スポーツクラブである「富士見スポーツ・文化クラブ」では、子供から高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて気軽に参加できるスポーツクラブとして、地域の方々を中心に運営されております。

今年10月には少林寺拳法が新たに加わり、現在8種目で活動しておりますが、クラブ活性化のためにも、さらなる種目の拡充と複数種目への参加が望まれています。

今後、体験イベントやキッズフェスに生涯スポーツ、マルチスポーツの視点を取り入れ、複数種目への参加を促進するなど、マルチスポーツの交流の場としての活用を後押ししてまいります。

御提案の無料化ですが、当該クラブの運営には事務費、研修費、事業費、指導者謝礼などの経費がかかっており、区から原則2分の1の補助金が交付されていますが、貴重な収入源である年会費を無料とすることはクラブの運営上困難です。

御理解をお願いいたします。

最後に武道を気軽に体験できる環境についてですが、武道は、議員御指摘の「一つの道を貫くこと」を美徳とするなど敷居が高いイメージがあります。

そうした中、富士見スポーツ・文化クラブでは空手道は週1回、少林寺拳法は月2回の稽

古を行っており、経験者はもとより初心者も気軽に参加できるよう、見学・体験の随時募集、用具類の貸出し、習熟度別コースの設置等工夫をしております。

こうした取組やマルチスポーツの利点を学校・警察署を拠点とする剣友会・柔道会や民間道場等へ情報共有し、連携を図ることで、誰でも気軽に武道を体験できる環境の整備を支援してまいります。

いずれにいたしましても、スポーツ庁の「日本型マルチスポーツ」の環境の構築・充実に向けた調査・検討の動向を踏まえつつ、区でも次期「千代田区スポーツ振興基本計画」の改定の中で、これらの事項について検討してまいります。

議長／次に、14番、白川司議員。

白川議員／千代田区議会自由民主党議員団の一員として、一般質問を行います。

今回は、義務教育における区の教育方針と学校運営についてお伺いいたします。

私は語学教育を中心に教育について自分なりに研究した時期があり、標準的な学校教育の在り方には持論があります。

ただし、これはあくまで私個人の見解であり、学校運営については、私たちは校長先生を中心とした学校側に全面的に委ねるべきだと考えています。

このため、これまで公の場で私見を述べるのは控えてきましたが、近年、学校教育への外部からの干渉が増加している現状に危機感を覚え、多様な視点を提供するべく、私の考えを述べることにいたしました。

文科省はこれまで「ゆとり教育」を何度か試みたことがあります。

ゆとり教育とは知識偏重型のいわゆる「詰め込み教育」と対立する考え方で、知識ではなく、思考力を高めようとする教育方針のことです。

具体的には、学習時間や学習内容を大幅に減らして、自ら調べたり実体験するなど、経験を重視した教育方針のことです。

特に本格的なゆとり教育は、2002年度から実施されたものです。

当時は、自主性を高めることを目指したフィンランド式教育が評価されていたこともあり、ゆとり教育導入を多くの知識人が歓迎しました。

ところが、しばらくすると生徒の学力低下が顕著になり、2010年度で中止され、2011年度からは学習時間・内容とも大幅に増やされることになりました。

「学力世界一」になったフィンランドについても、近年は理数系を中心に学力低下が顕著で、生徒による暴力や鬱病なども深刻化しているそうです。

ただし、学力低下の原因をゆとり教育だけに帰すつもりはありません。

フィンランドの場合は、2015年以降、移民が激増して生徒数が大きく増加し、言語問題や教師不足が生じたことも一因でしょう。

ただ、フィンランドは日本と違い、自主性優先の教育から方向転換できずにいます。

フィンランド政府は義務教育期間の延長で対応しようとしています、根本的な解決にはならないでしょう。

ここから分かるのは、「詰め込み教育」と揶揄されてきた従来の教育を義務教育の柱とすることが、基本的に間違っていなかったということです。

理由は簡単です。

思考力は、煎じ詰めると言語能力に行き着くからです。

赤ちゃんは親など外部が発する膨大な量の音声を聞き、音と対象のつながりを理解すると同時にその音を必死に真似ようとして、やがて言葉として使い始めます。

その繰り返しの中で言葉を覚え、やがて口に出さなくても言葉を使えるようになります。

発音しないで言葉をつむぐことを内なる言葉、「内言」と呼ぶことがあります。

スライドのほうに説明しました。

内言は思考の基盤であり、強靱な思考力を身につけるためには、まず膨大な語彙を蓄えることが重要です。

さて、このことを前提に、仮にゆとり教育のように、知識が制限された環境で、思考力を養おうとしたらどうなるか想像してみてください。

当然、思考力も同様に制限されることになります。

思考力はその人の言語能力の範囲に限定されるからです。

これがゆとり教育の失敗、そしてフィンランド式教育が学力低下をもたらしたと考えられる原因です。

詰め込み教育はよくないという思い込みから、知識を減らして考える力を養おうとしても、結局、考える力は高められません。

高い思考力を養うためには、その分野について十分に知識を獲得することが必須です。

もちろん、私は学校で自主性を重んじるな、経験を重視するなど言っているわけではありません。

今持っている知識で、答えのない問題に一生懸命に取り組み、自分なりに考えて回答を出すという学習の仕方も時には必要でしょう。

ただ、それはあくまで学習の一部であって、枝葉です。

学習の柱は覚えること、つまり暗記することにあります。

現在は「暗記」という言葉に悪いイメージがついていますが、例えば、日本人の高い計算能力の土台に九九の暗唱があることに異論は少ないだろうと思います。

数学やITの天才を量産しているインドの一部では、初等教育で19掛ける19まで丸暗記させていると聞きます。

基本を詰め込むことは、考える力を高めるためにも重要です。

では、文科省はなぜ2002年度に本格的なゆとり教育を導入する過ちを犯したのでしょうか。

それは、教育において基本と応用を分けていなかったためだと考えます。

どんな学科であっても、必ず覚えておくべき基本があります。

学科に限らず、仕事やスポーツや趣味、あるいは、ゲームや漫画を読むことにも言えることでしょう。

例えば、語学でいえば単語と文法が、この場合の基本に当たります。

スライドを御覧ください。

日本語では助詞が文においてその単語がどんな役割をしているかを担います。

「父は」と言えば主語、「区役所に」と言えば場所、この場合は移動の目的地を示していると分かります。

ですから、「父は毎週区役所に行っている」でも「区役所に父は毎週行っている」でもよく、語順が比較的に自由です。

それに対して、英語では基本的に、My father visits the ward office everyday. という語順だけが認められます。

文脈により語順が変わることはありますが、The ward office visits my father everyday. と、文頭にthe ward officeを持ってくるのは完全な誤りです。

学習の初期段階ではこのような誤りは珍しくありませんが、それは英語では語順が日本語の助詞と同じ役割を担うという意識が薄いからでしょう。

英語を学ぶためには、fatherやthe ward officeといった単語の意味を暗記するとともに、品詞の違いを理解して正確な語順を徹底的に学ぶ必要があります。これが英語における文法学習の基本です。

「日本人は難しい単語や細かい文法ばかりやるから英語を話せない」とか「アメリカ人は文法をやらなくても英語を話せるから日本人も文法学習は不要」といった極端な意見を耳にすることがありますが、これらは大いなる誤解です。

一般に日本人が英語を苦手とするのは、日本語と英語が語彙、文法、発音など、多様な面で違い過ぎるからです。

単語を暗記せず文法もやらないで、たくさん聞いたり、たくさん読んだりすればやがて自然と覚えられるなどというのは非現実的な理想論に過ぎません。

基本単語と基本文法をしっかり覚えて、その上で、何度も反復練習する必要があります。

反復練習によって、単語は意味を考えなくても使えるようになり、文法を意識しなくても正しい英語を発信できるようになります。

つまり、文法を無意識に使えるようになるまで練習しなければならないわけです。

このように、基本の暗記の後には、それらを定着させるための豊富な演習が必要です。

基礎的な文法を無意識に使えるようになれば、内容に集中して英文を理解し、要約し、そこから考察を行うといった思考力を養う学習が可能になります。

反対に、基本単語の意味を逐一調べるレベルでは、内容を深く考えることは難しいでしょう。

一般的に日本人が英語を苦手とするのは、文法をやり過ぎたからではなく、文法を無意識化するための練習が足りていないからです。

これは日本語と英語が違い過ぎるゆえの宿命です。

義務教育で基本単語と基本文法をしっかりと身につけておかないと、高校でやる「演習」の効果が高められません。

基本単語や基本文法が身につけていないのに、英文を素材に思考力を養うなど困難です。

これは英語の例ですが、算数・数学であろうと、国語・日本語であろうと、理科や社会であろうと原理は同じです。

知識をしっかりと覚え、基本を身につけ、できるだけ多くの反復練習をすることが義務教育では必要です。

「考える学習」や「調べる学習」に大きな時間を割くことは、効率的ではありません。

一つの学習の在り方として導入することは必要ですが、それを学習の柱にすることは、生徒の学力をむしろ低下させる原因になり得るのです。

以上を踏まえて、2つ質問いたします。

1つ目は、区は義務教育における暗記や暗唱の大切さについて認識しておりますでしょうか。

また、基本の大切さについて認識がありますでしょうか。

漢字や九九、用語などの基本知識は理屈をつけたほうが良いものの、最終的には暗記で学ぶものです。

暗記という言葉が嫌う人が散見されますが、暗記という作業自体を意識的に避けることは、むしろ生徒の学力向上を阻害すると考えるべきです。

さらに近年は、先進国を中心にデジタル教材が普及していますが、ここ数年は紙の教科書を再評価する国が出てきています。

紙の教科書は、特に基本学習に適しており、タブレットは応用向きと考えられます。

例えば、教育のデジタル化が進んでいたスウェーデンでは、その弊害が顕著になったことを受けて、紙の教科書が見直されています。

2つ目の質問です。

区は義務教育の学習方針について、基本と応用を切り分けて考えるようにしておりますでしょうか。

最後に、学校運営の自主性について問います。

6月12日の「朝日新聞」に「中学部活動「ヒップホップ禁止令」生徒ら泣いて抗議 専門家も疑問」という当区、区立中学校に関する記事が掲載されています。

この件は、学校側にも照会いたしましたが、記事内容がかなり不正確であり、学校側も正確な経過を公表せざるを得ませんでした。

この件のひどさは、第一報の不正確さ、本文記事を訂正しなかったことだけではありません。

この身勝手な主張を強弁するために、この件の続報を3つも出し続けたことです。朝日新聞が第一報の誤りを認めず、一方的な主張で義務教育***と学校運営を蹂躪し続けたことには呆れ果てました。

日本を代表する大新聞もここまで落ちたかと呆れかえる思いです。

今回は記事内容については踏み込みませんが、いずれにせよ、学校が決めたことに生徒が抗議するなどということは、どんな学校でもよくある日常的な出来事でしょう。

むしろ、対立の場も、生徒が学ぶべき経験の機会となり得ます。

朝日新聞はバランスを欠いた主張で、せっかくの貴重な機会を平然と潰しました。

多少の齟齬や摩擦が起こったからと、いちいちマスコミが介入すれば、学校の自主性をゆがめ、いたずらに生徒の心に傷を与えるでしょう。

学校も生徒もしばしば間違ふものです。

大事なものは、その間違いを認めて改善しようとする姿勢にあります。

私たちは、生徒のためにこそ、学校の運営方針を信頼して、なりゆきを見守っていくべきです。

全てが終わり、総括する時期であるならまだしも、学校と生徒のよくある対立程度に大マスコミが介入するなど、私には朝日新聞側に感受性が著しく欠如していると思えます。

また、今回のようにマスコミなどの執拗な攻撃から学校の自主性を守るためにも、私たちは学校運営をしっかり見守り、外部からの悪意に対して打てる手を打つべきです。

学校が生徒のためにやることを全力で支援することが、私たちの努めです。

運営に介入するなど、最後の最後に仕方なくやるようなことだと考えます。

最後の質問です。

区は学校運営の自主性についてどのようにお考えでしょうか。

また、学校の自主性を守るために、区としてどのような支援ができると考えますでしょうか。

以上、区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／白川議員の義務教育における指導方針について、お答えいたします。

まず、暗記や暗唱についてですが、義務教育における基礎的・基本的な知識及び技能を習得する上で、暗記や暗唱、反復、模倣といった繰り返しの学習が、大変重要なものと認識しております。

また、進学などの次のステップに備えるためにも、義務教育における必ず習得しておくべき知識としての基本は大切だと認識しております。

次に、基本と応用の切り分けについてですが、学習指導要領においては、「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むこと」とされています。

基本を身につけ、定着させ、基本を応用していく学習の流れの中で、それぞれに適した場面での教材や学習用端末の活用、学習時間や学習量などの適切な配分により区分されるものと考えております。

次に、学校の自主性についてですが、教育の質を高めることを目的として、学校に権限を与え、自主的に特色のある教育活動を取り入れた学校運営を行うことが国から推進されております。

そうした学校運営の自主性・自立性の確立の重要性については、本区の学校においても変わることなく尊重されるべきものと認識しております。

最後に、学校を守ることにについてですが、学校に求められるのは、人格形成過程の子供たちを安全安心な環境で、情緒豊かに育むことや、論理的思考で困難な場面でも自ら乗り越えられるように成長を支えることなどです。

生徒一人一人に応じたきめ細かい日々の指導・育成、様々な創意工夫による授業の質の向上など、本来の役割を学校に担ってもらうため、警察や安全安心パトロールなど、関係機関との調整をはじめ、学校にとって負荷がかかる多くのマスメディアへの対応は、学校を支える・守るという観点から、教育委員会で担ったところです。

また、今回の一連の対応の中で感じたことは、生徒の成長、学習環境などに一番悩み、心を砕いているのは校長先生をはじめ、現場の教員の皆様方だということです。

誰よりも、学校と生徒のことを考え、日々の授業に取り組まれている教員の皆様方と全体を俯瞰しながら、責任をもって学校運営に取り組まれている校長先生を引き続き、しっかりと支援してまいります。

議長／白川司議員。

白川議員／14番白川司、自席より再質問いたします。

朝日新聞は、1977年に吉田清治という人が言ったでたらめ、従軍慰安婦という情報を出して、裏取りもせず第一報を出し、それを何回も何回も続報を出し続けて、結局、正式に訂正したのは2014年です。

1977年に出したものを訂正するまでに2014年までかかっています。

その間、何十回と同じ情報を出し続けました。

つまり、第一報を訂正するという姿勢がないんですね。

教育では間違ったことを訂正するという、そういう姿勢が必要なんです、マスコミはそれとは真逆の性質を持っていて、第一報できちんと訂正しないと、あの期間はずっとやるんです。

毎回、毎回同じことをやるんです。

自分たちが正しいと言い続けているんです。

ですから、第一報でどうするかというのが非常に重要なので、今回は少し、穏健な対処だったかなと思いますので、もっとしっかりやる方法はないかというのが質問です。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／白川議員の再質問にお答えいたします。

確かに、デジタル版だったかな、最初、泣いた生徒が30名いた、その次20名。

実際には7名か8名の部員しかいないという中で、そういう数字も出ていたのは確かです。ただ、その記事の中で、これは何回か委員会でも言いましたが、主語が明確に、区が、学校がそうしたとか、区がそういうことをしているとか、そういう記事の全体の中で、区が抗議をするとか、議会からも言われましたが、名誉毀損でやらないのかというのはありましたけれども、区がそこまでメディアに抗議をするというところまでのその内容では、ちょっとなかったかなと、文面がですね、なかったかなというふうには認識しております。ただ、議員の御指摘を踏まえて、今後、その第一報というところに注視、注力して、しっかりと対応していきたいと思います。

議長／次に、24番、おのぞら亮議員。

おのぞら議員／令和6年第4回定例会に当たり、一般質問をいたします。

初めに、次世代育成手当に代わる子育て支援策について伺います。

千代田区は、妊娠時から始まる子育てを家族政策の観点から強力に支援するために、「次世代育成手当」事業を平成18年度に開始し、国の児童手当制度から外れる児童に対して区独自の制度として支給を行ってきました。

平成22年度からは国が「子ども手当」を創設したことに伴い、国の手当の支給対象となっていない妊娠時と高校生相当部分への支給に制度を改正しました。

令和4年6月以降、国の「児童手当」において所得上限が適用とされたことに伴い、所得上限額超過により児童手当の対象外となる中学生以下の児童についても次世代育成手当の支給対象となりました。

本年10月から児童手当の内容が拡充され、所得制限の撤廃及び支給期間が高校生まで延長されたことに伴い、本区が支給してきた次世代育成手当は終了しました。

次世代育成手当の目的は、妊娠した時から始まる次世代の育成に対し、広く手当を支給することによりこれを支援し、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することとあります。

次世代育成手当の令和5年度における対象児童数は5863人と、高校生以下の区内全児

童約1万1000人のうち55%の児童に支給が行われました。

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな健康に資すること、が児童手当の目的であります。住居費や物価の高い千代田区において、本区が他自治体に先駆けて推進した事業である次世代育成手当がなければ、半数以上の児童が手当を受けられなかったといえ、本事業の役割は大変大きいものであったと考えます。一方で、制度開始時と比べても子育てにかかる学習費や生活費は上昇が続いており、子育てを取り巻く状況は一層厳しくなっております。

スクリーンにお示ししているのは平成22年度から令和3年度までの公立学校に通う場合の学習費総額の推移です。

教育費、給食費、学校外活動費を合算した1年当たりの総額は公立小学校、中学校、高校、いずれも2、3割上昇しており、年間負担額は5万円から12万円増えております。

また、このデータは全国平均であり、特別区や大都市に関しては、12万円から16万円さらに高い水準となっております。

こちらは、私立学校の場合の学習費総額の推移です。

公立学校同様に上昇が続いており、令和3年度までの11年間で1年当たり13万円から20万円の負担が増えております。

公立学校、私立学校いずれも増加しており、昨今の物価高騰、水光熱費の上昇や人件費の増加により、令和6年度に向けても上昇し続けていると考えられます。

こちらにお示しするように学校入学から卒業までの学習費を合算すると、より負担額が大きく増加していることが分かるかと思えます。

私立小学校は約120万円、その他の種別においてはいずれも24万円から46万円増加しており、以前よりも学習費の負担が上がっていることが明確です。

また、子育て費用は学習費・教育費ではありません。

右側にお示ししているのは第1子一人当たりの年間子育て費用額を項目別にランキングにしたものです。

子供の成長やライフステージに応じ、必要となる子育て費用は変わってきます。

食費や子供の将来の学費支出等に備えた預貯金・保険、生活用品費や衣服を買うお金も必要になります。

こちらのデータは平成21年度、15年前のデータであり、お示したように平成22年度以降の期間を見たデータにおいては、学習費総額も増えていることや、近年の物価上昇等からも一層、子育て費用の負担が増していることは間違いありません。

以上のように、学習費のみならず子育てにかかる費用はますます増えております。

本区が他自治体に先駆けて実施してきた次世代育成手当は、子育て世帯の所得や通う学校の種別、公立私立を問わず、子育てに係る経済的負担の一定の軽減に寄与してきました。

今般、国の制度でその部分は包含されることとなりましたが、次世代育成手当の支給開始時よりも子育てにかかる費用が増大していることを踏まえれば、今後も継続すべきではな

いでしょうか。

次世代育成手当は本区の子育て支援に対する積極性を象徴する事業であり、他自治体や国の動きを牽引するという意味でも継続及びバージョンアップを図るべきと考えます。

そこで伺います。

区は、次世代育成手当事業や国の動きについてどのように評価しているのでしょうか。

本区の地域特性、また現在の子育てを取り巻く環境を踏まえ、次世代育成手当の継続、もしくは同様の趣旨を持った新たな支援策を打ち出してはいかがでしょうか。

見解をお聞かせください。

次に、路上喫煙の罰則と対策について伺います。

コロナ禍の収束により人流が回復し、また、歴史的な円安水準もあり、千代田区を訪れる外国人観光客も増えております。

本区においては、皇居を除く全域が路上禁煙地区となっており、路上禁煙地区において喫煙または吸い殻を捨てた場合には過料処分の対象となりますが、その処分件数が人流増加に伴い、足元急増しております。

今月1日から、従来の紙巻たばこに対する規制に加え、加熱式たばこの路上喫煙者への過料徴収が始まりました。

人流の増加、外国人観光客の増加、違反対象となるたばこの種類の追加により、令和6年度の過料処分件数は平成18年度以来となる1万件を超える可能性もあるかと思われまます。外国人の処分件数をカウントし始めた令和5年9月以降のデータを見ると、外国人が占める割合は全体の3分の1まで増加しております。

特に観光客の多い秋葉原地域においては、日本人よりも多く、外国人が過半数の割合を占めるようになりました。

秋葉原だけでなく区全域においても、直近1年間の伸び率を見れば、1年後には外国人の割合が半数を超えるのではないのでしょうか。

先日、秋葉原地区での取締り現場を見学させていただきましたが、指導員の方々は違反した日本人に対しても、外国人に対しても等しく迅速に丁寧に対応を行ってございました。

見学時間のうち違反していた半数以上が外国人であり、過料についての看板や、路面上に路上喫煙禁止を示すペイントがあるにも関わらず、残念ながらその付近で紙巻たばこや加熱式たばこを吸っている状況を目の当たりにしました。

外国人の処分件数が増えていることの要因としては、急増する来訪者に対し周知が足りなかった、行き届かなかったということもあると思いますが、2000円という過料金額は外国人にとっては軽微であり、心理的負担が少ないということも一因と考えます。

千代田区は平成14年度に全国で初めて路上喫煙等を禁止するとともに、違反行為に対して罰則を科すことを決め、その後この金額が維持されてきました。

その2000円の根拠については、当時の千代田区生活環境課が出版した書籍「路上喫煙にNO！-ルールはマナーを呼ぶか-」に詳しく記載がございます。

過料を科すことになるのは多くがサラリーマンであること。

そのサラリーマンのコーヒー付きの昼食代が1000円くらいであることから、その昼食代2日分くらいである2000円が心理的にある程度抑制を効かせられる水準ではないか、ということが記述されております。

徴収開始から20年以上が経過し、様々な環境が変わっております。

千代田区では路上喫煙に対し過料が科されることは、区内で働く人に対して周知が進んできたように思います。

サラリーマンよりも観光客、特にこの1、2年では外国人が増えており、また、昼食代についても、物価や賃料、人件費の上昇や消費税の引上げによりコーヒー付きの昼食も1000円で食べられる場所が区内においては減ってきているように思います。

また、違反者が急増している外国人については、円安の進行により、外貨に換算した過料金額を見ると心理的負担が一層軽くなっていると考えられます。

スクリーン左側オレンジの線でお示ししているのは、各年度末のドル円為替レートで、米国ドル換算をしたときの過料金額の推移であります。

平成23年度の23.2ドルから令和5年度末の13.2ドルまで10ドルも下がっております。

なお、アメリカでのランチ平均額は15ドル、日本円換算では2300円と言われており、過料2000円というのは昼食2食分どころか1食にも満たない金額相当であると言えます。

実際、区内路上で喫煙しようとしている外国人に対して注意した経験がありますが、2000円なら安い、過料を払うから今吸いたいという意見がありました。

今後も外国人の違反者の割合が増え、過半数を超えるようであれば、路上喫煙件数の増加に歯止めをかけるためにも現在の2000円の過料が適切な水準にあるのか改定も検討すべきではないでしょうか。

また、現在、過料の支払いは現金での納付が主となっております。

キャッシュレス化が進んでおり、日本人、外国人ともに現金の手持ちがないケースが増えているかと思えます。

本年より警視庁においても駐車違反における違反金をキャッシュレス決済することが可能になりました。

過料をクレジットカードや電子マネーによりキャッシュレス決済することにより、より確実に過料の徴収が可能になります。

取締り件数が増えておりますが、吸い殻のポイ捨ても増えているように思います。

夜など取締りが手薄となってしまう時間帯の路上喫煙及びポイ捨てが増えているのではないのでしょうか。

過料金額の見直しやキャッシュレス決済の導入により徴収額も増えることが見込まれますが、同時に生活環境改善指導員数の増加、また夜間の取締りの強化や土日夜間に利用可能

な喫煙所の増設などにも取り組むべきと考えます。

そこで伺います。

過料の金額設定と、徴収を開始してから20年以上が経過しました。

現在の過料金額は違反を抑制するに適切な水準であるか検証が必要であると考えますが、区の見解をお聞かせください。

また、昨今の社会変化に鑑み、過料のキャッシュレス決済の導入を行うべきと考えますが、検討状況はいかがでしょうか。

違反件数増加を受け、現在の取締りの人員体制や新たな対策についてどのように考えているのか、見解、検討状況をお聞かせください。

以上、前向きかつ明快な答弁を求め、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／子ども部長。

子ども部長／おのぞら議員の次世代育成手当に代わる子育て支援策についての御質問にお答えします。

まず、次世代育成手当の評価についてですが、国の子ども手当や児童手当の対象とならなかった高校生相当までを対象としたり、国が所得制限を設けた際にも、制限を超過する世帯の児童を対象に加えるなど、本区独自の先進的な取組として事業展開してまいりました。これまでの手当の支給により、国などの制度の隙間を埋めながら、子育て世帯が必要とする様々な子育てや教育にかかる経済的負担の軽減に大きく寄与してきたものと考えております。

今般の国の児童手当拡充については、区が先行して実施してきた同様の施策を国が行うものであり、このことにより区の次世代育成手当の現時点での役割は終えたものと認識しております。

次に、次世代育成手当の継続、もしくは新たな支援策についてですが、依然として学習費や物価は上昇し続けており、子育てを取り巻く状況は一層厳しくなっていることについては、議員御指摘のとおりでございます。

区といたしましては、次世代育成手当がこれまで果たしてきた役割を検証しながら、子育て世帯に対する新たな支援策について、令和7年度予算編成の中で検討してまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／おのぞら議員の、路上喫煙対策についての御質問にお答えいたします。

過料額の見直しについてお尋ねがございました。

平成14年の生活環境条例施行時から路上喫煙禁止違反に対する過料は2万円以下と定め、

常識的で効果的な額はどの程度かという視点で様々な議論を重ねた結果、2000円としたところでございます。

御指摘のとおり、施行から20年が経過し、過料処分の増加、社会経済状況の変化も踏まえ、額について検証する必要があると認識してございます。

一方で、千代田区では、公衆喫煙所を普及し喫煙者と非喫煙者が共生できるまちの実現を図るため、公衆喫煙所設置等助成制度を設け、民間事業者の喫煙所設置に取り組んでいますが、路上喫煙者の過料処分件数の過半数を占める秋葉原地区、吸い殻の投棄が多い有楽町駅周辺等、喫煙所が不足しているエリアがございまして。

そうした中で、本年11月1日から加熱式たばこについても過料2000円の徴収を始めたところでございます。

こうした取組を踏まえて、過料金額の見直しは、新たに取締りを開始した加熱式たばこに係る過料処分の状況や、公衆喫煙所の整備状況も検証し、検討をしてみたいと考えております。

過料のキャッシュレス決済についてお尋ねがございました。

外国人の過料件数も増えていることから、現在、デジタル政策課とコード決済の導入に向けて協議を進めているところです。

生活環境改善指導員の増員や、取締り時間の延長など新たな対策についてお尋ねがございました。

会計年度任用職員として雇用する生活環境改善指導員については、現状規模を基本に組織体制を確保してまいりますが、取締りが手薄になる夜間の指導など、委託業務により対応できないか検討してまいります。

さらに、公衆喫煙所の土日、夜間の利用可能な増設につきましては、民間事業者に対し、適宜、協力要請を行ってまいります。

議長／議事の都合により休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番米田かずや議員。

米田議員／令和6年第4回区議会定例会におきまして、公明党議員団の一員として一般質問いたします。

まず初めにGIGAスクール構想についてです。

同構想の目的は「ICT環境を整えて「一人一人の子供の特性に適した学び」を全ての子

供に保障していくことです。

すなわち、一人も取り残さない教育の実現です。

本区も同構想を受け「ちよだスマートスクール」と名づけ、区内の地域リソース、教育リソース等を活用し、子供が変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくことを目指し推進してきました。

例えば、これまで取り組んできた成果として、ICT機器を効果的に活用することで、教師と子供がつながる学び、そして子供同士がつながる学び、さらには子供自身が学習方法を決める学びの3つの実現や、共同型学習アプリを活用し、子供たち同士で考えを交流し合うやオンラインを活用することで、都外、海外など遠隔地とつながる事例等の成果、また、課題としては学校間、教員間での活用の度合いに差があることなどかと思えます。

そこでお伺いいたします。

これまで取り組んできたGIGAスクール構想での成果と課題をお聞かせください。

GIGAスクール構想の実現には、ハード、ソフト、指導体制の三位一体で進めていくとされています。

ハード面は当然ですが、全ての子供が活用できるよう、個人個人の学力に合わせることをはじめ、発達障害や学習障害などの子供には特別な配慮を行うソフト面、外部人材を活用したICT支援など、日常的にICTを活用するための体制、当然ですが、そこには、児童・生徒と先生や指導員との間に信頼関係が必要です。

そこでお伺いします。

今後、構想を推進するためのハード、ソフト、そして信頼の指導体制をどのように進めていくのかも聞かせください。

本年8月現在、GIGAスクール端末は全国で950万台といわれています。

本区も約5100台装備しています。

今後、これらの端末が順次、更新時期を迎えていきます。

GIGA第2期では、政府の負担で都道府県に基金を創設し、原則として都道府県ごとの共通仕様書を基に共同調達することになり、調達の大型化が予想されます。

また、MM総研が公表した2024年8月時点の「GIGAスクール構想実現に向けたICT環境整備調査」によると、端末更新の68%は2025年度に集中しています。

このため、来年度予算での更新端末の適切な調達が課題となる一方で、同時に取り組んでいく必要があるのが、これまで活用してきた端末の処理です。

この大量の端末処理をどのように進めていくのが大きな課題です。

文科省では「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」において、更新端末への補助に当たり、端末の整備・更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等、処分計画の策定・公表を義務づけています。

そこで懸念される事項は大きく2点あります。

まず、懸念事項の1つ目として、文科省、経産省、環境省の3省合同通知で示された方法で端末が再使用・再資源化されなかった場合、第2期端末購入の補助要綱に非該当となる懸念です。

3省合同通知によれば「排出事業者には処理の責任がある。仮に無許可の業者に処理を委託した場合、適正に処理されず、不法投棄や不正に海外に輸出されるなどの社会問題につながる」と、小中高等学校等での排出事業者としての責任を警告しています。

一般社団法人産業管理協会「リサイクルデータブック2023」によると、国内では年間1000万台のパソコン処分需要がある反面、リユース・下取り等の名目で回収後、経済合理性を優先した処理により、約4割が海外等へ輸出され、不適正な処理が多発・国際問題化している。

2025年1月以降、国際条約（バーゼル条約）の改訂により、政府間合意がない限り輸出は原則禁止されるため、使用済端末の再使用、また、再資源化について、法律を遵守した適正な対応が求められています。

2つ目として、「データ消去が適切に実施されずに、個人情報漏洩等の責任を問われる可能性がある」とも言及されています。

例えば写真に自宅の位置情報が保存されていたり、いじめ相談アプリの履歴が残っていたり、閲覧履歴やパスワード情報が端末に残っている可能性があります。

端末の記憶媒体は、単純な物理破壊ではデータの復元が可能とされており、専用ソフトでの処理により、確実にデータを消去しなければ、子供たちの個人情報の流出につながりかねません。

そこでお伺いします。

本区において、来年度以降、何台程度を新端末に買い替え、旧端末を処分する必要があるのか、その際の適切な端末処分とデータ消去に対する認識と具体的な取組についてお聞かせください。

次に、使用済端末の適正処理についてです。

2024年5月17日の環境省通知では、「使用済端末には、レアメタル等の有用な金属が多く含まれ、都市鉱山とも呼ばれる。我が国における金属資源の枯渇リスク対応等の観点から、GIGAスクール構想の下で整備された端末を含めた使用済端末の適正な再資源化を推進することが必要である。」とされています。

また、「この背景等を踏まえ、3省合同通知では、当該端末の更新に当たって、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく認定事業者への処分委託を、現行端末の再使用または再資源化の手法」として示しており、「GIGAスクール端末等の処分に当たっては、同法に基づき国の認定を受けた再資源化業者との連携を検討」するよう依頼されています。

端末を処分するに当たっては、端末が適正に処理されず不法投棄や不正な海外輸出等の社会問題につながることや、個人情報漏洩等の責任を問われることが生じないよう、環境部

門とも連携を図りながら教育委員会が排出事業者として適正処理が可能な事業者を自ら責任を持って選択しなければなりません。

来年度以降に更新が集中するGIGAスクール端末の処分に当たっては、先ほども述べましたが、法令を遵守した適切な認定事業者への委託及びデータ消去等がしっかりと行われることが極めて重要です。

今後編成される令和7年度予算においても、首長部局、環境部門と教育委員会がそれぞれの縦割りに陥ることなく適切に連携し、適法な認定業者への委託及びデータ消去等に必要な予算措置を行うことが不可欠であると考えます。

見解をお聞かせください。

次に、子育て支援についてです。

本区では、乳幼児及び保護者が遊んだり交流したりする場として、各児童館等に子育てひろばを開設しており、令和6年9月から神田さくら館7階を臨時利用し「子育てひろば」を開設しています。

このひろばは、毎週火曜日・水曜日・木曜日の午前10時から午後4時まで開設され、乳幼児向けのおもちゃや絵本、リズム遊び、英語の遊び、おしゃべりタイム、子育て相談や専門講師による応援講座などが実施されており、親子で楽しい時間を過ごせる貴重な広場です。

利用者の方からは「子供の遊び場兼、ママとの交流の場として非常によい環境であり、スタッフも親切に対応してくれる」など、感謝のお声を多数いただいております。

しかし、現行の開設期間は令和7年3月27日までとなっており、利用者や地域の方々からは、来年度以降どうなるのか。

ぜひともこの子育てひろばを継続してほしいというお声を多数いただいております。

開設して間もない子育てひろばですが、既に地域の子育て世帯にとって重要な支えとなっており、親子が安心して過ごし、社会的なつながりを築くことができるかけがえのない場所となっています。

このひろばがもたらす家庭と地域の幸福は計り知れません。

そこでお伺いします。

この「子育てひろば」を令和7年3月27日以降も継続することについて御検討いただけないでしょうか。

もし、現在の神田さくら館での継続が難しい場合、近隣のテナント等を活用し、新たな子育てひろばとしての開設を検討してはいかがでしょうか。

御見解をお聞かせください。

令和6年1月から千代田区内の全ての保育施設において、紙おむつ、手口拭き、おしり拭き、使い捨て紙エプロンの提供が始まりました。

この取組により、保護者の負担が軽減されるだけでなく、保育士の負担軽減にもつながっています。

この施策も非常に好評で、感謝の声をいただいております。

令和7年度は、効果検証結果を踏まえ、必要な見直しを行いながら事業を実施し、保護者のさらなる負担軽減を図る方針と伺っています。

そこで提案ですが、区内の乳幼児連れの区民が訪れる、例えば児童館や図書館等の区有施設で、紙おむつとおしり拭きを提供してはいかがでしょうか。

この提供に際しては、サイズアウト等の理由で寄附された未使用品を活用し、不足分は区が補助します。

また、各施設からの受発注、仕分け・梱包、配送等の業務をジョブサポート等の障害者就労施設に委託してはいかがでしょうか。

そのことで障害者の就労支援にもつながります。

実際に、お隣の港区では、本年2月に試行を開始し9月からは41か所の区有施設で実施し、子育て家庭の外出に伴う負担の軽減と施設の利便性向上、障害者就労支援を図っております。

この取組を行うことで、子育て支援と障害者支援の両方に寄与する有意義な施策となるだけでなく、本区が目指す子育て世代が子供を産み育てやすい社会「ベビーファースト宣言」の実現につながると確信しております。

御見解をお聞かせください。

最後に、循環型社会についてです。

本年8月2日に第5次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定いたしました。

環境省から発表されている「第五次循環基本計画概要」によると、まず、資源の枯渇や廃棄物の増加を防ぐために、大量生産、大量廃棄、大量廃棄型のいわゆるリニアエコノミーから、サーキュラーエコノミーへの移行を推進する必要があるとしています。

この背景には、前回の改訂からの間にプラ新法が制定されたこと、エネルギー価格の高騰、さらにEUの再生材利用義務化の加速などによる、将来的な資源確保の観点があるといえます。

5月に成立した「再資源化事業等高度化法」からも分かるように、廃棄物を含む資源の効率的な利用と再利用の推進が目的にあると考えます。

循環経済の実現が急がれる背景には、資源をめぐる国際情勢の厳しさと世界的な資源需要の増大などにより入手が難しくなっている。

資源の乏しい我が国にとって循環経済の推進は資源の海外依存からの脱却につながり、経済安全保障の観点からも重要です。

本区も環境モデル都市千代田資源循環型社会の構築に向けて2017年、第4次千代田区一般廃棄物処理基本計画を作成、推進し、7年が経過しました。

そこでお伺いします。

これまでの取組での成果と課題をお聞かせください。

また、来年度に改定時期を迎えるに当たり、今後どのように改定し、計画を推進していく

のかもお聞かせください。

推進していく上では、先ほども述べたように廃棄物を含む資源の効率的な利用と再利用の推進が重要と考えます。

サーキュラーエコノミーの考え方です。

同考えは、再利用廃棄を前提としない考え方のため、製品・サービスの設計段階から廃棄物を出さないようデザインし、従来は廃棄されていたものも原料として再活用することで、できるだけバージン原料を投入せずに循環可能なルートを構築していくアプローチです。

例えば紙おむつ、太陽光パネル等、今後も技術革新やAI、IT革新等が進むことで、これまで廃棄するしかなかったものが再活用できるようになってきます。

そこで今後のリサイクル、利活用の取組について、区の考え方をお聞かせください。

以上、GIGAスクール構想、子育て支援、循環型社会について質問させていただきました。

区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待し一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／子ども部長。

子ども部長／米田議員の子育て支援についての御質問にお答えします。

まず、子育てひろばについてですが、神田さくら館の7階で実施している「子育てひろば」は、千代田小学校の教室不足対策のための工事が令和7年度から開始されることから、今年度末まで現在の場所で実施することとしています。

本年9月の開始以降、10月までの利用者数は延べ450名と想定を上回る御利用をいただいております、また、実施内容についても御好評をいただいております。

来年度以降の事業継続に向けて、本格的な実施場所の確保を検討しておりますが、当面の間は近隣の公共施設を活用して実施する予定であり、関係所管と協議を行うなど準備を進めております。

「子育てひろば」は、子供が安全・安心に過ごすことはもとより、保護者同士が交流し、子育てについての悩みや不安などを相談できる大変重要な事業でございます。

今後とも地域のニーズに応え、子育て支援のさらなる充実に向けて取り組んでまいります。次に、区有施設での紙おむつ等の提供についての御質問にお答えします。

御指摘のとおり、本区では令和6年1月から、保護者の負担軽減等に寄与するため、区内保育施設全園で紙おむつやおしり拭き等を提供する「区内保育施設利用における紙おむつ等支援事業」を実施しております。

また、従来から、防災用備蓄用品の有効活用も兼ねて、使用期限の迫ったおむつなどを子育て世帯の集まるイベント会場で配布する取組を行っているところでございます。

御提案の区有施設での紙おむつとおしり拭きを提供する取組については、不用品の有効活

用や区有施設への仕分け作業などを障害者の就労支援につなげる等、一定の効果が見込まれるものと認識しております。

このため、紙おむつ等の供給や区有施設での実施体制、費用対効果などについて、御指摘の他区の事例なども参考にしつつ、研究していきたいと考えております。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／米田議員のG I G Aスクール構想についての御質問にお答えいたします。

まず、成果と課題についてですが、全国的に見てもいち早く、子供たちに1人1台タブレットPCを貸与し、全教室に大型提示装置を設置するなど、環境整備を行ってまいりました。

その結果、コロナ禍においても、学びの保障を確実に実現でき、また、子供たちのICTを活用した情報収集、整理や分析、まとめや表現などの情報活用能力は、年々向上していることが調査結果から確認できております。

「情報化の推進体制」を整え、「教科指導におけるICT活用」、「校務の情報化」など、ICTを活用した教育を着実に推進してきたことが評価され、令和4年度には、全ての区立学校が「学校情報化優良校」に認定されました。

一方、ICT活用においては様々に得られる情報が正しいかを確認するファクトチェックが重要であり、情報モラルを身につけることや批判的思考力を育成するなど、情報リテラシーがますます必要となってきました。

また、子供や教員の利用状況によっては、クラウド活用による共有、グループや協働での学習などに差が生まれるというのは、議員御指摘のとおりです。

今後についてですが、指導体制としては、学校現場の悩みなどの声も踏まえ、教員の実態やニーズに応じた研修の実施によってスキルアップを図りつつ、実践事例の共有やICT支援員との連携を通して、全ての教員のデジタル活用を推進できる支援や指導を行ってまいります。

また、ソフト面から特別な配慮を必要とする児童・生徒には、音声読み上げ機能や、背景・文字色の変更機能などがあるデジタル教科書の活用、目的や特性に応じたアプリ活用などに一層取り組んでまいります。

さらにハード面では、個別最適な学びの実現や教員の校務DX、働き方改革の視点からも、本年度、九段中等教育学校で進めている、クラウド活用を前提とした次世代校務システムや生成AI、教育ダッシュボードなどについての全校展開を検討してまいります。

次に、タブレット端末の更新については、現在使用している機器のリース期限である、令和8年8月末において、約4600台の更新を予定しております。

タブレット端末の廃棄については、端末を回収した後、リース会社からリサイクル業者に処理を委託して行われます。

現状の廃棄方法としては、基盤部分をタブレット端末本体から取り除き、区職員が立ち会いの下、データの復元ができないレベルまで物理的に破壊します。

また、廃棄完了の確認として、データ消去証明書の提出を求めてまいります。

最後に、予算措置については、議員御指摘のとおり、関係所管と適切に連携を図ってまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／米田議員の循環型社会についてお答えします。

まず、これまでの成果と課題ですが、千代田区では、プラスチック資源循環促進法が施行される以前の平成24年11月から率先してプラスチックを分別回収し、推進してまいりました。

また、国際的にも重要な課題である食品ロス削減や粗大ごみから金属を選別して資源化する事業の本格的な実施など、資源循環型都市千代田の実現に向けて取り組んでまいりました。

とりわけ、食品ロス削減につきましては、千代田区食品ロス削減推進計画を本年3月に策定し、フードドライブの本格実施や子供の食品ロス削減絵画・標語展、フォーラムを開催するなど、食品ロス削減の意識醸成に取り組んでまいりました。

また、民間から排出される事業系ごみが区内ごみの排出量の約9割を占めており、このうち、紙ごみや食品ごみ等の排出量の多いごみの削減が大きな課題となっております。

次期計画では、「ごみの発生抑制とメーカーへ製品開発を促す上流対策の促進」や「ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進」などを計画の柱としております。

区民からごみ削減のアイデア募集や事業者とのごみ削減の情報交換の場の設定など、区民・事業者と連携・協同し、無駄や浪費をなくして、ごみを極力出さない、焼却量や最終処分量を限りなくゼロに近づける、「ゼロ・ウェイスト社会」の実現に向けて取り組んでまいります。

ゼロ・ウェイスト社会の実現のためには、大量生産、大量消費、大量の資源を使い捨てる一方通行型を脱して、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化することを目指すサーキュラーエコノミーの構築が重要であります。

廃ペットボトルが完全に再利用されてペットボトルとなる商品が出てきております。

このように使用済の製品が同じ製品として生まれ変わる水平リサイクルなどの企業活動をさらに後押しするためには、消費者である区民にその意義や価値をしっかりと理解してもらう必要がございます。

今後はこうした取組の成果や意義をメディアやSNS、フォーラムなどを通して広く発信し、区民の理解と行動変容を促してまいります。

議長／次に、20番林則行議員。

林議員／令和6年第4回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党として一般質問いたします。

区長の任期4年の前半はコロナ対策、後半は官製談合事件の対応となりました。そこで、区長が任期4年で実現させたかった施策で、実現できなかったことは何かについて伺います。

令和3年の区長選挙は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けました。

いつまで続くのか不透明な時代に様々な試みを積み重ねてまいりました。

マスクにより表情が見えず、濃厚接触を避けた生活は、今なお影響を残しております。

さて、任期最後の今定例会、招集挨拶では、文化とスポーツに関する取組、環境とまちづくりに関する取組、DXに関する取組の3点について述べられておりました。

振り返り、就任後初めての招集挨拶は、第1に区民の命と健康を『まもる』こと、第2に児童福祉と高齢者施策の充実、第3に、防災対策の充実、第4に、まちづくりの充実、第5に、健全で恵み豊かな環境の恵沢を誰もが享受できる社会の実現、第6に、デジタル化社会の推進の6点を取り上げておりました。

そこで、4年間の成果について改めてお尋ねをいたします。

区長が就任直後の招集挨拶で述べられた6点の取組について、実現できた施策について、区民に分かりやすくお答えください。

次に、4年間の任期で実現に至らなかった事案と、その原因についてです。

区長が就任時に思い描いたとおり区政が進むことばかりではなかったと思います。

任期中に副区長の2人制や、国のキャリア職員を技監とするなど、行政改革を進めた石川区政では実現できなかったことをやすやすとやってのけました。

一方、第4次基本構想では、施策目標を定めず、事業実績の進捗が確認できない点もあります。

そこでお尋ねをいたします。

区長が4年間の任期で実現に至らなかった事案と、その原因についてお答えください。

次に、公約「多選自粛3期まで」に実現したい施策についてです。

区長の選挙公報には、「多選自粛3期まで」とありました。

多選の定義は諸説ありますので、2点お尋ねをいたします。

区長が定義する多選とは3期までなのか、そして、「多選自粛3期まで」に実現させたい施策があればお答えください。

次に、区民人口8万人となる千代田区の課題についてです。

令和5年度に国立社会保障人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口が更新され、千代田区でも、人口動向分析及び人口推計を実施しました。

第4次基本構想には、目標人口も、想定人口もありません。

現在の6万9000人から、2035年には8万人を超える推計となっております。

将来に向けた設備投資は、地方公共団体には必要です。

例えば東京23区の小学校平均面積8000平米であるのに対し、千代田区の小学校の面積は著しく狭い問題、高齢者人口が倍増する推計を踏まえた高齢者介護施設の場所確保など方針がなければ対応できません。

そこでお尋ねをいたします。

千代田区の人口8万人都市になった際、課題について区長の御所見があれば、お示しく下さい。

次に、石川区政との相違点についてです。

石川区長は5期20年、区政を運営しました。

1期目のはじめ、区役所の意志決定をする庁議を廃止し、首脳会議を設けました。

内閣官房副長官をはじめ、著名人など、幅広い会議体も次々と立ち上げました。

第三次長期総合計画では、目標人口5万人、千代田市構想などを打ち上げ、施策実現のため、計画行政に取り組みました。

20年後を目指す基本構想、10年計画である基本計画、5年で見直す推進プログラムの下、毎年度予算で事業の進捗管理を明らかにしていました。

また、区が主催する最大のイベント、千代田フェスを廃止し、江戸天下祭、江戸開府400年事業など、祭礼事業も行いました。

過料の徴収をする生活環境条例、全国で初めて喫煙に罰則の科料を設けました。

九段中等教育学校の開設、都立日比谷図書館を千代田区立日比谷図書文化館に、幼保一元化の千代田区型こども園など、石川区政は基本方針を区民、議会に示した後、事業展開をしてまいりました。

これに対して現在、方針策定中に事業実施をする区政になっております。

例えば今回の招集挨拶、千代田区公園づくり基本方針についてです。

現在、公園・児童遊園等整備方針の改定で、遊び場の位置づけを検討しています。

その最中に、麴町こどもの広場をリニューアル工事を行う緊急性について、何ら説明もありません。

加えて、東郷元帥記念公園改修工事が大幅に遅れていて、ただでさえ遊び場が制約されている未就学や保育園児などの子供たちにとり、日常空間を取り上げられてしまうことになっております。

花火やボール遊びの刹那的な遊び場の充実も大切です。

ですが、地方公共団体の責務として、何かありますか、笑うところ。

日常の恒久的な遊び場確保がなければ、存在意義がなくなってしまいます。

以上を踏まえて、石川区政との相違点についてお尋ねをいたします。

石川区政の計画行政の評価について、区長の見解、江戸開府400年事業と、江戸天下祭りについて、区長の評価。

全国初の事業展開の評価。

策定方針と事業実施について、時系列の関係、特に公園、児童遊園整備方針改定と、麹町こどもの広場リニューアル工事について、所管部の見解を具体的にお答えください。

いいですか、続けて。

次に、ロクチセソウム（？）第402号、令和6年9月11日、副区长による区議会議員への対応について、依命通達について確認いたします。

区長の任期後半は官製談合の対応でした。

刑事事件には時効があり、千代田区の官製談合はいつから続いていたのかは裁判で明確になりませんでした。

今回の官製談合は1人の区議会議員が複数の管理職から入札情報を漏えいされていた件が内部通報によって明らかになりました。

この官製談合事件を発端として出された副区长依命通達の区議会議員の対応は、原則として管理職が複数名で対応するということについてお尋ねをいたします。

議員対応報告票の対象者は現職の区議会議員だけなのか。

議員対応報告書は国会議員や東京都議会議員、他区の区長や議員、元区議会議員、秘書や事務員は対象外なのか。

区長、副区长、教育長についての対応報告書はあるのか。

議員対応票は、議員ごとこれまで何件あるのか、また、各部条例ごとに何件あるのか。

議員対応票は、その都度何を記載し、誰に報告しているのか。

石川区長時代に、導入時でもめた口利き要綱は、いまだ廃止されていないのであれば、重複された制度になっているのか。

次に、千代田区職員等公益通報条例が平成15年8月に施行されています。

平成24年児童館事業における不適切な会計処理と、平成21年、空地の清掃を巡っての区の対応についてなど公表をされています。

お尋ねをいたします。

公益通報条例では、区長に対する事案が総務課に通報された件で、その件は区長に報告するのかお答えください。

次に、区議会議員と執行機関の関係についてです。

区長は就任後、初の議会招集挨拶で、日頃から詳しく把握されている地域の事情、実態を私ども執行機関にお伝えしていただけるものとして認識しております。

我々、執行機関と、二元代表制の一翼を担う区議会とは、区政の両輪として互いの信頼関係の基づいた上で建設的な議論をしながら区政を進めていくことは涵養と述べられました。

官製談合事件により、警察による家宅捜査が区役所に入りました。

その上で、区長の区議会議員への認識は変化したのか。

区長は区議会議員の職責を何と認識しているのか。

区長は、二元代表制の区議会について、理事機関と議決機関のどちらだと認識しているの

か。

区長は、職員と議員との関係をどうしたいと考えているのかお答えください。

区長は東京都議会議員も経験されており、お答えしないのであればその理由についてもお答えください。

次に、依命通達による議員対応票の管理と公表についてです。

決算特別委員会の総括質疑で、議員対応票が公文書として対応することが明らかになりました。

議員対応票は、対応者である区議会議員をどのように記載されているのか、把握（？）できません。

事実と異なる記載でも、公文書として取り扱われます。

そうすると、詳細な事実確認も、ネットで公開している委員会で執り行うほうが、効率的で客観的になります。

制度や物事には、100%正しいことはありません。

比較して、効率性や正確性がなければ、制度改正が必要です。

今回、官製談合事件に関わった議員は1人です。

他の区議会議員が入札情報を職員から漏えいさせようとしたならば、捜査機関に通報するのが国民の義務です。

次に、依命通達により組織風土の影響です。

石川区政までは、区議会議員と職員の関係は多様でした。

他区対抗野球を一緒にやり、区管理職員が世話人のゴルフコンペ、年末はボウリング大会を行い、カンガイ視察（？）では宿泊しながら他自治体の調査研究を行うなど、おおらかでぎすぎすしない人間関係を構築していました。

時代は変わったんですよの一言で象徴される、そんな組織風土を目指す依命通達についてお尋ねをいたします。

区議会議員対応で、管理職複数名の対応の総時間はどれぐらいか。

複数で対応していない議員の対応報告票は幾つあるのか。

委員会主催に向けた委員長の打合せも依命通達に該当するのか。

議員から職員、職員から議員への対応、それぞれ分類した数をお答えください。

議員対応票の内容を逐一報告していると本来の業務に支障を来すのではないか。

情報公開制度の対象となる公文書になるのか。

依命通達による議員対応報告書の公文書の取扱いの公表手続についてお答えください。

最後に、組織風土の影響をどのように捉えているのか。

以上、明快な答弁をお願いし、区長がお答えにならないのであれば、その理由も含めてお答えください。

ありがとうございました。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／林議員の公園の御質問に関してお答えします。

今後改定する整備方針はおおむね20年後を展望したものであり、麴町こどもの広場の改修は、利便性の向上などの点から方針策定を待つことなく速やかに改修したものでございます。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／林議員の御質問にお答えいたします。

実現できた施策と実現に至らなかったものにつきましては、御質問のあった6つの施策は、既に実施または着手しており、それぞれ一定の成果や効果が生じていると考えております。一方、公約で掲げた「市場と連携した食の朝市「河岸まつり」を開催」は、水産物をイベントで取り扱う際の要件が厳しく実現に至りませんでした。

多選につきましては、その認識は変わっておらず、基本構想でお示した将来像を実現したいと考えております。

区民人口8万人となったときの課題につきましては、限られた人的・物的リソースの中で行政サービスを充実させていくことが課題と認識しています。

計画行政の評価につきましては、状況の変化により計画と取組に乖離が生じるなどの課題があるものと認識しています。

江戸開府400年事業等の評価につきましては、江戸・東京が蓄積した歴史や文化を、多くの人々が再認識することができたものと考えております。

全国初の事業展開の評価につきましては、いわゆる生活環境条例の制定等、区民等を巻き込む状況を的確に捉えたものと認識しています。

依命通達についてですが、特別職を除く職員と区議会議員との対応を対象としています。

報告書につきましては、9月11日から10月31日の間の集計分で、子ども部16件、保健福祉27件、地域振興部20件、環境まちづくり部17件、会計室を含む政策経営部36件、合計116件となっています。

その他の分類による集計は行っておりません。

対応報告票には、対応した職員、対応内容などが記載され、直属の上司に報告しています。

不当要求行為の記録に関する取扱要綱及び要望等の記録に関する取扱要綱は、現在も有効です。

今回の依命通達は、議員対応について、特に明確化したものです。

依命通達は、議員が職として事務局立会いの下に行う打合せなどへの適用は想定しておりません。

議員対応票の作成により本来の仕事に支障を来すのではないかとの御質問ですが、特段支

障は生じていません。

依命通達に基づき作成した議員対応報告票は公文書であり、区の公文書に関する規程に従って管理され、また情報公開請求等の対象となります。

組織風土への影響については、組織全体の透明性や公正な組織運営に寄与するものと認識しています。

議会は地方自治法では議事期間（？）と規程されています。

区議会議員の職責につきましては、議員は区民の声を区政に反映させる職責を担っているものと認識しています。

職員と議員との関係につきましては、互いに議論し協力しながら区政に寄与する関係形成すべきものと思っています。

議長／林則行議員。

林議員／20番林則行、自席から再質問いたします。

区長がお答えにならなくて大変残念でした。

何か、ささやかれたのを聞いたので、お答えになるかなと思ったんで。

一般論を聞いているわけではなくて、樋口区長の東京都議会議員を踏まえた議会との関係、あるいは、8万人都市を目指したものの課題というのは、一般論ではなくて、何を考えているのかなというのを率直に聞きたかったですし、区民の方も、ぜひ樋口区長が何を目標しているのか聞いてもらいたいということで、今回質問で取り上げました。

お答えにならないんだったら、その理由というのをもう一度明確にお答えしてください。

依命通達についてです。

石川区長のときに、先ほどあった、口利き要綱（？）というのがまだ残っていると。

そうすると、このクロスを掛けて、依命通達と口利き要綱（？）、要は不当な要求というのはどれぐらいがあるのかというのは精査されているのか否か。

もう一つ働きかけというのをどういうふうに捉えて、分類を今後かけていくのか。

これ、情報公開でやれば全部出る、出してしまうものなのでしょうか。

どこまでを黒塗りにされるのか、その基準についてもお答えください。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／林議員の再質問にお答えいたします。

初めに、なぜ区長が答弁しないのかということでございますが、執行機関である区長と、副区長以下の職員は一体となって行政運営を行っているものですので、その中で誰に説明させるかは区長の任意であり、これは自治法の逐条解説や行政実例にもそうあります。

今回の答弁に当たりましても、庁内の対策会議で決定し、私が答弁をさせていただいてい

るものです。

いわゆる口利き要綱（？）といわれているものなんですけど、こちらのほうと今回の依命通達の関係ということですけど、今回の依命通達は、先ほど申しあげましたように、特に職員と議員の関係についてのそういった不当な要求があった場合には、こちらにも記載されますし、もちろん、要綱のほう、こちらほうの対象ともなるものではございます。

ただ、自治体の運用の中で、要綱のほうがなかなか十分に機能しないところもありましたので、今回こちらの通達を出させていただきましたが、これについては、今後も規定の整理に努め、分かりやすい形でお示ししていきたいというふうには考えてございます。

それから、最後に記載された場合の公開についてですが、これは先ほど申しあげましたように、情報公開条例の規定に従って公開されますので、公開条例において非公開とされる事実については、いわゆるマスキングをされた形で公開されるということになります。

議長／次に、3番、のざわ哲夫議員。

のざわ議員／令和6年第4回定例会に当たり、日本維新の会議員団の一員として一般質問を行います。

発言事項1、千代田区での外国人観光者及びその消費増加の取組と「海外姉妹都市提携」の推進について。

昨日観光政策について、日本維新の会の代表質問でお伺いさせていただきましたが、再度新しい観点からお伺いをさせていただきます。

質問（1）令和5年度の決算額において、観光協会補助金は1億7958万2752円、さくらまつり出演金は1億1100万2000円、商店街等における外国人観光客のおもてなし対応は554万6790円です。

これらのうち、どの金額が、外国人観光者及びその消費増加のために使われて、結果それぞれがどう増えたのか、その効果検証をする必要があると思います。

千代田区の外国人観光者向け観光政策で一番大切なことは、区民の税金を使って政策施行をするので、外国人観光者に千代田区を選んでもらい、区内にお金を落としてもらい、区民・地域の利益になってもらうことです。

そのためには、区の税金が入った及び区の名前が入った等々の事業・イベントを全て対象にして、それを外国人観光者に知ってもらい、来てもらう取組が合理的です。

つまり、今後、例えば、区が主催する事業や区名を冠するイベントはもとより、区が補助する商工団体イベントの全てを東京都（将来日本全国）内の全駐日外国公館とその大使を含む外交官（特に経済部長）に積極的に情報提供をして、駐日外国公館から各本国に伝えていただき、各本国で日本と言えば「千代田区」との認知をあげていただき、各国民が海外旅行と言えば「千代田区」に来ていただく、観光政策も進めては。

常に効果検証をしていくには、組織、人が必要となってきます。

具体的には、観光協会補助金、さくらまつり出演金、商店街等における外国人旅行者のおもてなし対応のどの金額を、外国人観光者及びその消費増加のために使い、①従来からの区観光政策の、ホームページ・SNSでの情報発信、各種資料及び動画作成・配布・周知・提供、さらなる誘客と回遊性向上努力等々のPDCAサイクル及びOODAループを回して効果検証することに加え、②区が主催する事業や区名を冠するイベントはもとより、区が補助する商工団体イベントの全てを東京都（将来日本全国）内の全駐日外国公館とその大使を含む外交官（特に経済部長）に積極的に情報提供をして、駐日外国公館から各本国に伝えていただき、各本国で日本と言えば「千代田区」との認知をあげていただき、各国国民が海外旅行と言えば「千代田区」に来ていただく、新しい観光政策。

つまり、駐日外国公館の先にいる各本国国民に「千代田区」に観光者として来ていただいて消費をしていただくためのホームページ・SNSでの情報発信、各種資料及び動画作成・配布・周知・提供、さらなる誘客と回遊性向上努力等々のPDCAサイクル及びOODAループを回して効果検証をする。

この2つの、PDCAサイクル及びOODAループを回して効果検証、その増加管理を外国人観光客と消費をどれだけしたかということの増加の管理をするための担当者（業務）を設け、それらの数値増加の実現をしては。

次に、質問（2）。

（1）を通じて、東京都内のいずれは、日本の全駐日外国公館とその大使を含む外交官（特に経済部長）と、情報交換・連携を通じて、千代田区と親和性のある都市と「海外姉妹都市提携」をするために、「海外姉妹都市提携」の推進を本格化しては。

区民・区内産業界からは、ビジネス面だけでなく、文化・教育・生活など、様々な場面での交流機会を望む声を伺います。

「海外姉妹都市提携」についてですが、地方公共団体における国際交流について、1987年に自治省が「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」を示したことに始まり、令和4年度末時点の「海外姉妹都市提携」件数は全国の都道府県、市区町村で1796件、提携自治体数は894自治体となっており、全自治体の半数の自治体が海外の自治体と姉妹都市の提携を行っています。

地域の国際化と住民の国際交流機会の提供に重要な役割を果たしています。

また、「海外姉妹都市提携」に期待される成果は大きく4視点、考えられます。

（1）一般的には、外国人観光者及びその消費者増加。

各区内地域イベントへのボランティア参加への意気高揚など。

（2）都市政策への効果として、外国人が快適に滞在できる環境の整備。

行政施策、地域運営ノウハウの交換。

防災協定の締結など。

（3）区内商工業への効果として、企業の海外展開に資する情報交換の促進。

グローバル人材の育成、海外人材の採用促進。

MICE、つまり、産官学の各組織が、ビジネスや政治、学問的なテーマのもとに開催する、ビジネスイベントの総称ですが、および外資系企業誘致の促進など。

(4) 区民への効果として、国際協力活動の一層の推進。

区民のグローバルリテラシーの向上など。

「海外姉妹都市提携」は、提携を結ぶ両地域の住民同士が「親しい隣人」として特別な連帯感・親近感で結ばれることで、より具体的・本質的な国際交流を可能とするものです。千代田区と親和性のある都市と「海外姉妹都市提携」をするために、「海外姉妹都市提携」の推進を本格化しては。

続きまして、発言事項2、11月30日の「人生会議の日」について。

来る11月30日は、国が定めた自らが希望する医療・ケアについて考える「人生会議の日」です。

「人生会議またはACP（アドバンス・ケア・プランニング）」とは、もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のことです。と、厚生労働省のホームページにあります。

東京都保健医療局のホームページには、「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）とは、将来あなた自身が病気になったり、介護が必要になったりしたときに備え、これまでに大切にしてきたことや、これから誰とどのように過ごしたいか、希望する医療や介護のことなどについて、家族や大切な人、医療・介護関係者とともにあらかじめ考え、話し合うプロセスのことを言います。」とあります。

また、東京都発行の「わたしの思い手帳」55ページには、「病院の医師の立場から50歳過ぎたらACP」とあります。

令和6年10月1日現在、千代田区の日本人の50歳以上の人口は、2万4236人、千代田区的全日本人人口は、6万4904人で、50歳以上の方の比率は、37.34%です。

日本は2024年に歴史上初めて50歳以上の人口が5割を超える国になると言われています。

それに比べると、千代田区は50歳未満の人の比率が多いですが、転ばぬ先の杖は大切です。

質問(1) 千代田区で「人生会議」を推進する条例制定はいかが。

大阪府の「いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例（令和4年12月23日公布）」の条例を大阪府を千代田区に読み替えると、先進国でも類を見ない人口減少、超高齢社会に直面する中、生涯を通じ、輝きながら暮らし続けることのできる「いのち輝く未来社会」の実現は、区民共通の願いである。

自分らしい豊かな人生を全うする上で最も優先されるべきは本人の意思であり、「終活」やリビング・ウィル事前指示書への関心が高まっている。

日ごろから医療・ケアの選択について事前に意思表示をしておくことが重要とされている

が、認知機能の低下や重篤な病態等で意思表示できない状況では、医療やケアをする人々に自分の希望を伝えることが難しい状況である。

そのため、人の最終段階に至るまでの医療・ケアについて、自分自身で前もって考え、家族・友人などに信頼する人たちや医療・ケアに関わる専門職と、思いが変化するたびに、繰り返し話し合い、その内容を記録として残し、共有する「人生会議」の取組や普及啓発が大切である。

本区が掲げる「いのち輝く未来社会」において、全世代が命について深く考え、全ての区民がいのち輝く人生を送ることのできる千代田区を目指し、この条例を制定する。」となります。

千代田区で「人生会議」を推進する条例制定はいかが。

次に、質問（２）千代田区社会福祉協議会は、「自分らしく生きるために～もしもに備えて思いを残す～」というタイトルで、令和５年３月１０日にちよだ成年後見センターで、講座を開催しました。

内容は「理想の最後を迎えるために「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」または「人生会議」という言葉を耳にする機会が増えてきました。

そもそもACPとは何か、なぜ必要とされているのか、どう思いを残すかを学ぶため」でした。

区民の中には、「成年後見制度」と「人生会議」が同一の概念と認識される方もいるかもしれませんが。

千代田区社会福祉協議会では、「成年後見制度」は、認知症や知的・精神障害者等で判断能力が不十分なために、財産や権利侵害を受けたり尊厳が損なわれないように法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。と、定義されています。

「人生会議ACP」は、全区民を対象にした考えです。

したがって、当面「人生会議ACP」の普及・啓発は、区役所を主管担当として、千代田区社会福祉協議会と協力して「人生会議」のことを理解し、実践いただくために、全区民を対象にして、今よりも積極的に民間企業・大学・医療機関と連携しながら、区民公開講座を開催はいかが。

また、厚生労働省は、「人生会議」（ACP、アドバンス・ケア・プランニング）と表記しているのですが、理解しやすいように、千代田区も、「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」または「人生会議」でなく、「人生会議」または「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」と表記の順番を逆にして、厚生労働省と同じにして統一することはいかがでしょうか。

発言事項３．「災害防災対策は常に時代の最先端としてブラッシュアップしないといけない。いろんな分野で事業を見直さないといけない」について。

質問（１）私は、特に、２０２６年３月末までは、首都直下地震向け防災対策は大変重要な政策だと思っております。

区内で人工呼吸器を装着されている方は6名いらっしゃいます。

区内で人工透析（糖尿病による）をされている方は、令和5年3月末時点122名（障害者福祉計画より）です。

首都直下地震等、有事の際に医療に必要な水や電気の確保は、基本的には医療機関でも確保することとなっておりますが、不足する場合には、災害拠点病院は医療対策拠点に支援要請、災害拠点連携病院及び災害医療支援病院は千代田区より医療対策拠点に支援要請を行い結果的には医療対策拠点より東京都に連絡し東京都や電力会社が支援を行う流れとなっているそうです。

つまり、首都直下地震等、有事の際に医療に必要な水や電気の確保は、ルール上、東京都や電力会社がすることになっているそうです。

しかし、万一、首都直下地震等、有事の際に医療に必要な水や電気の確保ができない状況が発生して、東京都や電力会社が支援をできないことが発生したときに、人工呼吸器を装着されている人、人工透析をされている方が、必要な水や電気の確保ができれば延命できて、確保ができなければ、御逝去の緊急事態が発生したときに、東京都や電力会社が必要な水や電気の確保ができません、仕方がないですね、ごめんなさいで、いいのでしょうか。想定外に大規模な首都直下地震等、有事の際、必要な水や電気が何日も、例えば10日以上も確保できないときは、できないと想定されるときは、どうするのでしょうか。

そのような長期間、必要な水や電気の確保ができない、できないと想定されるときを想定して、千代田区として、必要な水や電気の確保に関して、企業との（例えば電気であれば自動車関係会社でしょうか）災害時協力協定を結んでおくのはいかがでしょうか。

水や電気の確保以外にも、いろんな分野で災害防災対策事業を見直して、そのブラッシュアップはいかがでしょうか。

以上、区長、教育長、並びに関係理事者の皆様には明快かつ前向きな答弁をお願いできましたら幸いです。

以上をもちまして、令和6年第4回定例会、日本維新の会議員団の一員としての質問を終わります。

皆様、ありがとうございました。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／のぞみ議員の人生会議に関する御質問にお答えいたします。

人生の最後を迎えるにあたって不安を感じず、日々心穏やかに過ごす。

このためには事前の準備が必要であり、エンディングノートや人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）が有効であると認識しております。

本区におきましても、この間、御指摘のような講座の開催や、東京都発行の啓発冊子による普及啓発に取り組んでまいったところでございます。

一方、こうした取組を行ってはいらぬものの、この有効性について、残念ながらまだ御存じない方が多くいらっしゃると感じております。

したがって、条例の制定につきましては、他自治体の事例研究からと考えておりますが、今後、より効果的な周知方法を使用する名称も含めまして、鋭意検討してまいります。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／のぞ議員の災害時における医療に必要な水、電気の確保に関する御質問にお答えいたします。

災害等有事の際の病院における水、電気の確保については、基本的には各施設が事業継続計画に基づき対策を取るとともに、東京都や電力会社が支援を行うこととされております。また、在宅で人工呼吸器を使用している方には、区において「災害時個別支援計画」を策定し、各家庭での予備電源の確保を支援するなど、災害発生時にも必要な医療が確保できるよう支援しております。

このため、区が企業との災害時協力協定を締結することは考えておりませんが、甚大な被害をもたらす災害等の発生により、各医療施設が対処できない事態が生じるような場合には、区は、国や都と連携して患者の広域搬送等を要請するなどして、患者の安全を最優先に取り組んでまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／のぞ議員の都内の駐日外国公館との連携による観光振興についての御質問にお答えいたします。

初めに都内駐日外国大使等、外交官への情報提供についてのお尋ねがございました。

区では、区内の駐日大使館等との連絡会議を設置し、情報共有を図るとともに、区内大使館等と連携して、「国際交流フェア」を開催しております。

また、千代田区を代表する観光イベントである「さくらまつり」や「灯ろう流し」には、希望する大使や職員を招待し、各大使館等の公式ホームページやSNSでの発信をお願いしております。

こうした取組の効果もあり、それぞれのイベントに海外から多くの旅行者が訪れております。

インバウンド観光振興に向けて、区内大使館への情報提供など、御提案の趣旨を踏まえた取組については検討できますが、大使館との継続的な連携については、様々に配慮が必要であり、とりわけ大使等外交官への連絡調整やイベントへの招待には相当の準備と丁寧なアテンド対応が必要でございます。

限りある職員・組織体制の中で、観光振興に取り組むに当たっては、優先順位をもって対

応することが肝要であり、都内全大使館との連携に取り組むことは困難であると認識しております。

また、海外姉妹都市連携の推進の本格化については、現時点では考えておりませんが、国際交流と相互理解促進に向けて、区内大使館との連携については引き続き取り組んでまいります。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／のぞわ議員の災害対策事業の見直しに関する御質問にお答えいたします。

区では、毎年の予算編成時に、事業の意義や目的、対象者を行政サービスの受け手である区民の立場に立って再確認し、利用実績等のデータに基づき必要性や有効性を検証するなど、事業の見直しを進めております。

今後も引き続き、区民の安全を守るため、より実効性のある施策の展開に努めてまいります。

議長／議事の都合により休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番牛尾こうじろう議員。

牛尾議員／日本共産党の牛尾こうじろうです。

一般質問を行います。

今定例会は樋口区政の4年間を締めくくる区議会です。

日本共産党はこの間、区民の皆さんに区政アンケートを行い、くらしや福祉、区政への要望などを聞き取っております。

これまでに170近い回答が寄せられております。

今回、アンケートの結果を紹介しながら、樋口区政の4年間がどうだったのか質問したいと思っております。

まずは福祉です。

スクリーンは、昨年と比べて暮らし向きがどうかの問いです。

回答者の半数以上が「苦しくなった」と答えております。

昨年と「変わらない」と回答した方も自由記載欄で「変わらないよう節約が常になってい

る」と述べるなど、日々の生活に我慢を強いられていることが伺えます。

暮らし向きが大変な理由には物価高騰が続いていることがありますが、社会保障の負担増も生活を苦しめている要因となっております。

樋口区政の4年間は社会保障の負担増の4年間でした。

国民健康保険料も介護保険料も後期高齢者医療保険料も値上げの連続でありました。

アンケートで「社会保障の負担をどのように感じるか」と聞いたところ、回答者の7割弱が「重い」「やや重い」と回答しております。

社会保障の負担増が生活を圧迫しているのです。

この、物価高や社会保障の負担増は自然現象ではありません。

政治の責任であります。

初めにお伺いします。

区民の生活が苦しくなっている要因に政治の責任があると思いますが区長の認識をお伺いいたします。

生活の苦しみが政治の影響であるならば、くらし、福祉への支援を十分に行うことが政治に求められているのではないのでしょうか。

最初に社会保障の負担軽減、特に国民健康保険料の負担軽減、医療費の負担軽減を求めます。

アンケートでは「区政に力を入れてほしい施策」を3つの分野で聞きました。

そのうち、「福祉・くらし」では国民健康保険料の負担軽減が断トツで、回答者の41%です。

それもそのはずです。

千代田区の国民健康保険料は樋口区政の4年間で1人当たり5万円近く上がっています。

区長、重い国保料が区民の生活を圧迫している現状をどのように感じていますか。

お答えください。

今年度は、特に国民健康保険料が大幅に上がりました。

国保料の負担増を抑えるために投入されている国保会計への法定外繰入が削減されたためであります。

今年度は繰入額約1億2100万円のうち、1500万円削減されました。

国や東京都はこの法定外繰入を「6年間でなくせ」と圧力をかけています。

全額が削減されれば国保料はさらに跳ね上がります。

一般財源からの繰り入れを継続すべきだと思いますがいかがでしょうか。

いま一つ、国保にしかない加入者全員に係る均等割保険料も国保負担を重くしています。

今年度は1人当たり6万400円です。

せめて、収入がない子供の均等割は無償にすべきです。

全国では群馬県渋川市、神奈川県清川村など自治体独自に子供の均等割を無償にしている自治体があります。

千代田区で子供の均等割額を無償にするには二千数百万円で可能です。
国の児童手当の拡充により、区独自の児童育成手当、約4億円の支出が減ります。
この10分の1の額でも子どもの均等割の無償化が可能です。
国民健康保険の子どもの均等割額の無償化に踏み出すことを求めます。
御答弁をお願いします。
アンケートには子どもの入院の食事療養費への補助を求める声が届いています。
千代田区は2011年に23区でいち早く18歳までの医療費を無償化し、それが東京全体に広がりました。
区の役割は大きかったと思います。
ただ、現在は港区や品川区などでは医療費無料に加え、子供の入院給食費まで無償にしています。
入院時の食事は単に子どもの御飯ではありません。
病気療養、治療の一環です。
その費用はまさに医療費です。
千代田区での食事療養費の無償化も先ほどの4億円のごく一部で可能です。
千代田区でも18歳までの子どもの入院食事療養費の無償化を求めます。
アンケートには、こんな声も届きました。
90代の方からは「民間金融機関にかけた年金が3万円増えてうれしいと思いきや、そのことで医療費窓口負担が1割から2割に上がった、悲しい」というものです。
2022年、75歳以上の医療費窓口の2割負担の対象者が広げられ、高齢者の受診抑制が問題になっています。
東京日の出町では75歳以上の医療費窓口負担について独自の補助を実施しています。
ぜひ、千代田区でも高齢者の医療費の窓口負担の軽減を検討していただきたいのですがいかがでしょうか。
続いてまちづくりをお伺いします。
まちづくりでは、家賃助成制度の拡充を求める声が昨年の4位から2位へと上がりました。
アンケートには「民間住宅に住んでいるが年金の3分の2は家賃に回る」、「家賃負担が軽くなると住みやすい街になると思う」などの声が寄せられています。
区民世論調査で区の施策のうち「住宅施策」が常に「不満」が上回っております。
市街地再開発が進み、土地や建物の資産価値が上がりました。
それが家賃の上昇に反映しております。
一方、家賃助成や公共住宅の増設に区は背を向け続けております。
不満が多数なもの分かります。
今こそ住まいへの支援の強化が必要です。
まずは家賃助成です。
居住安定支援家賃助成は高齢者や障害者世帯、ひとり親世帯などが住居の取壊しや所得の

著しい減少などでその住宅に住めなくなってしまった場合に、家賃の補助を行って、転居や安定的な居住を支援する制度です。

ただ、対象の所得対象は区営住宅に入居できる水準の世帯や個人です。

しかも、最長5年で打ち切られてしまいます。

この家賃助成について、対象者が公共住宅に入居できるなど居住の安定が図られるまで継続して行うことを求めます。

御答弁をお願いします。

また、次世代育成家賃助成について、最長8年という期間をなくすことを求めますが、いかがでしょうか。

続いて公共住宅の増設です。

住宅白書では、区内の民間住宅に住む方の約17%が収入200万円以下です。

これは民間住宅に住む世帯のうちの約2800世帯が区営住宅の所得基準以下で生活していることとなります。

区営住宅の申込みの倍率が数十倍から100倍を超えるのも当然です。

現在、九段南1丁目再開発地域にある区営九段住宅12戸は開発後、どうなるかはまだ未定のままです。

さて、古い文書ですけれども、1976年、都市再開発法が一部改正された際、建設省が各都道府県知事、指定都市の長に通達を出しています。

通達の中で、再開発で生まれた「保留床の処分については、これまで主として商業施設に充てられる事例が多くみられるが、今後の事業の施行に当たっては、保留床を公営住宅等の公的住宅に優先的に活用するよう努めるほか、住民の生活上必要な公益施設として積極的に活用するよう配慮すること」。

つまり、市街地再開発で容積率の緩和で生まれた保留床は公共住宅などに優先的に使うことが都市再開発法の主旨なのです。

九段南1丁目の再開発では区有地も関わります。

そうであるならばなおさら、通達の視点に立って、公共住宅を組み込むべきではありませんか。

もしくは、区営九段住宅の戸数分を民間住宅の借上げも含め早急に確保すべきと考えますがいかがでしょうか。

御答弁をお願いします。

第3回定例会で次期住宅基本計画に区営住宅の増設を位置づけることを求めたことに対し、「様々な面から検討する」と区は答弁いたしました。

現在、検討している次期住宅基本計画に区営住宅や区民住宅などはどのように位置づけられようとしていますか。

増設する検討は行われますか。

お答えください。

続いて、ヒートアイランド対策です。

今年の夏の猛暑は記録的でしたが、来年以降もこうした暑い夏が続くことが指摘されております。

特に都心はヒートアイランドで、昼も夜も暑さが続きます。

災害級の暑さから住民を守るための早急な対応が必要です。その一つが緑を増やすことです。

その緑は区内ではどうなっているのでしょうか。

千代田区緑の基本計画によると、区内の緑地面積の割合を示す、緑被率では増加傾向です。

しかし、緑被率の緑は樹木だけではありません。

草地や芝生なども対象です。

一方、東京大学の研究チームの調査では、東京23区で、土地の一定面積のうち高木の枝葉が覆う面積の割合を示す樹冠被覆率が、2013年と2022年を比較して、9.2%から7.3%へと、1.9ポイント下落したことが明らかになっております。

ここ千代田区でも樹幹被覆率では18.5%から16.7%へ減少しております。

再開発や公園などでの樹木の伐採などが影響しているのではないのでしょうか。

樹冠被覆率が高まると、樹木の葉が地表を陰にするために、ヒートアイランドの緩和や、雨水の吸収、大気汚染対策、熱中症予防など、様々な効果を持つとされ、世界の各都市は目標を持って樹幹被覆率の向上に取り組んでいます。

そこで、区として樹幹被覆率を向上させる目標を持ち、今ある樹木を生かして緑あふれるまちづくりに取り組んではいかがでしょうか。

区の考えをお聞かせください。

最後に子どもの遊び場拡充についてです。

子育て世代の願いのトップは公園や遊び場の整備です。

アンケートでは「球あそび、遊具に重点的にフォローを」、「遊べない公園ばかりならいらぬ」などの声が届いております。

また、区議会には子供たちから「中高生でもボール遊びができる場所を求める」陳情書が提出をされました。

樋口区政も遊び場整備などで努力は行っていますが、まだ子供たち、子育て世代の願いには十分に応えてはおりません。

2つのことを求めます。

最初にキャッチボールができる場所についてです。

千代田区では公園などを活用しプレーリーダーを配置しての遊び場事業を展開しています。

そこではボール遊びなどを行えますが、野球ボールのキャッチボールなどはできません。

千代田区の周辺区では公園を仕切って、小学校高学年や中高生がキャッチボールができる場所を設置しています。

しかし、千代田区には一つもありません。

そこで、公園の一部の利用や現在の遊び場事業の場所で安全が確保できるところは時間を区切って「中高生タイム」など、キャッチボールなどができるようにするなどはないでしょうか。

また、併せて、公園にバスケットゴールを、スケボーができる場所を、などの要望も届いています。

ぜひ前向きに御検討をお願いします。

御答弁ください。

次に、今後の区の公園整備についてです。

先週の日曜日、和泉公園で遊ぶ子供たちにアンケートを行いました。

「和泉公園にほしいもの」を聞きました。

書いてくれたもの以外にも、バスケットボールやサッカーができないなどの要望が寄せられました。

今年5月にオープンした錦華公園の整備は、お隣のお茶の水小学校や幼稚園の子供たちにアンケートを取るなど幅広く利用者や子供たちの意見や要望を整備計画に反映させました。現在、多くの子供たちが錦華公園で遊んでいます。

そこで、今後の区の公園整備についても極力、こうした子供たちの願いが反映されるよう、計画段階から子供たちや公園利用者に意見を十分に聞き取ることなどを求めますがいかがでしょうか。

最後に、選択的夫婦別姓制度について質問をします。

10月29日、国連は日本に対し、夫婦が希望すれば結婚前の姓を名乗れる「選択的夫婦別姓」を可能にする法改正を行うよう、日本政府に4回目の勧告を出しました。

「選択的夫婦別姓」は国内でも経済団体からも要望が出されています。

政府は早急に決断をすべきです。

この問題で共同通信が実施した全国首長アンケートで、選択的夫婦別姓について都内の8割近くの首長が容認姿勢の一方で、樋口区長はこの問題で賛否を明確にしておりません。そこで伺います。

区長は、選択的夫婦別姓についていかがお考えですか。

明確にお答えください。

以上で一般質問を終わります。

議長／子ども部長。

子ども部長／牛尾議員の子供の入院給食費の無償化についてお答えします。

本区はこれまで、0歳から18歳までの子育て支援を継続的に行うため、独自の取組として、次世代育成手当の支給や医療費の助成など、子育て世帯の経済的負担を軽減するための総合的な支援を行ってまいりました。

医療費の助成につきましても、高校生まで対象を広げ、保護者の所得による制限を設けず、入院費用だけでなく通院費用も助成対象とした支援を行っております。

こうした取組により、区として子育て世帯への経済的負担を軽減するための総合的な支援を行っておりますが、御質問いただきました子供の入院時食事療養費の助成につきましても、その必要性などについて研究してまいります。

次に、遊び場事業での「中高生タイム」などの御質問にお答えいたします。

区は、使用可能な区立公園などを活用し、子供がのびのびと外遊びできる環境に努め、現在10か所で子どもの遊び場事業を展開しております。

御指摘の中高生がキャッチボールなどができる場所の確保につきましては、安全管理上の問題や一定程度の広さが必要などの課題がございますが、公園等を所管する環境まちづくり部と連携し、子どもの遊び場、居場所づくり全体を検討する中で実現が可能かについて検証してまいります。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／牛尾議員の御質問のうち、社会保障の軽減負担についての御質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険に関する御質問でございます。

まず、保険料の負担についてでございますが、加入者の平均所得が低く、1人当たりの医療費が増加していることなどから保険料が高くなる傾向にあるものと認識しております。

次に、一般会計の繰入れについてでございますが、本年2月に改定された東京都国民健康保険運営方針では、東京都全体として令和6年度から11年度にかけて、一般会計からの法定外繰入を早期に削減・解消することを目指す、としていることは、議員御案内のとおりです。

保険料率の算定にあたりましては、諸課題への対応とともに被保険者の負担を極力抑えられるよう、様々な要素を検討しながら進めてまいります。

次に、子どもに係る均等割額の無償化についてでございますが、特定の対象者に画一的な基準で減免することは、被保険者全体の相互扶助の観点から難しいものと考えております。なお、子育て支援策につきましては、総合的に執り行うものと認識しております。

最後に、75歳以上高齢者の医療費窓口負担の軽減についてでございます。

後期高齢者の医療費は、約5割を公費で負担し、約4割を現役世代の負担、支援金によって支えられている制度となっております。

一定の所得のある被保険者の窓口負担を軽減するということは、結果的に現役世代の負担をさらに増大させる懸念がございますので、慎重な議論が必要であると認識しております。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／牛尾議員の、選択的夫婦別姓制度についての御質問にお答えいたします。

議員の御質問にある全国首長アンケートについては、国での議論を注視すべきとのスタンスで回答しております。

政府や司法では、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画で「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、さらなる検討を進める」としております。

一方、最高裁判所は令和3年6月、民法の夫婦同姓規定を「合憲」と判断した上で、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」と指摘しています。

これらの経緯を踏まえての現時点での法務省の見解は、「選択的夫婦別氏制度の導入は、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題であり、国民の理解の下に進められるべきものとする」としています。

こうした中、10月の衆議院議員選挙では複数の政党が「選択的夫婦別姓の導入」を公約に挙げており、今後の国会での議論の深まりが期待されるところでございます。

区といたしましては、引き続き国会等での議論を注視し、適切に対応してまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／牛尾議員の「まちづくりの視点」に関する御質問のうち「家賃助成」と「公共住宅」に関する御質問について、お答えします。

まず、居住安定支援家賃助成についてです。

これは、やむを得ない事情により区内での居住継続が困難となった世帯に対して、期間を5年として助成しております。

区の独自の制度として、契約更新時の更新料や火災保険料、礼金、仲介手数料も助成の対象としているなど、きめ細かく緊急的に対応するものであるため、現行の期間は適切であると考えております。

次に、次世代育成住宅助成についてです。

本事業は区独自の制度として、転居費用の助成や子供の人数に応じて助成額を増額するなど手厚い内容となっており、最長8年間にわたる長期間の支援であるため、期間をなくすことは考えておりません。

九段南1丁目再開発についてですが、公共住宅の供給戸数については現在の水準を維持するため、議員御指摘の通達の視点に立った保留床を公営住宅として組み込むことは、一切考えておりません。

また、九段住宅の戸数分を民間住宅の借上げなどで確保することは考えておりません。

次に、住宅基本計画における区営住宅や区民住宅についてです。

現在の住宅基本計画において、これらの住宅は、区の住宅セーフティネット施策の基盤として位置づけており、次期計画におきましてもこうした点を継承していきます。

また、本区の区民1人当たりの区営住宅の戸数は、23区平均を大きく上回っており、充実していることは御承知のことと認識しています。

供給戸数につきましては、現在の水準を維持すると同時に、今後とも居住環境の質の確保に取り組んでまいります。

続きまして、公園の整備に関する御質問にお答えします。

区の施設で、バスケットゴールは一部に整備されておりますが、スケートボードができる場所はございません。

既存の公園内では、子育て世代など、多くの方に安全に利用していただくため禁止しております。

とりわけスケートボードなど機能特化型の施設の整備につきましては、公園敷地利用の状況や周辺への影響、運営方法等の課題もあり、慎重な検討が必要です。

本区は地価が高く、土地も限られておりますが、今後は暫定空地や広場の活用など、既存の公園だけでなく、まちづくりと連携しながら幅広く検討をしてまいります。

次に、公園整備計画への子供などの意見の反映についてです。

公園整備に当たり、既に東郷公園で協議会を設置するなど、区民の意見の聴取に努めてまいりました。

また「公園づくり基本方針」の改定でも、アンケートやオープンハウスを実施し、子供や公園利用者を含め多くの区民の御意見をいただいております。

引き続き、区民の意見を十分聞きながら、公園整備を行ってまいります。

議長／ゼロカーボン推進技監。

ゼロカーボン推進技監／牛尾議員のヒートアイランド対策についての御質問にお答えします。

ヒートアイランドの原因の1つは市街化の進行などによる地表面被覆の変化です。

緑地は蒸散効果を有しており、その増加はヒートアイランド対策として有効です。

そのため、千代田区ヒートアイランド対策計画においては緑被率を指標として用いています。

千代田区では、緑豊かな都市景観の創出と良好な生活環境の保全等のために緑化指導を行っており、緑被率は2003年度の20.36%から2018年度の23.22%に増加いたしました。

今後も建築物の建て替え等の機会を捉えて緑化を進めてまいります。

なお、御指摘の東京大学の論文において、議員もお話ししていたとおり、千代田区の樹冠被覆率は2022年に16.7%であり、これは23区の中では最も高い数値です。

この樹冠被覆率の指標につきましては、暑熱環境の緩和に資する指標であると認識しており、今後、国や都、他の自治体の動向を踏まえて研究してまいります。

議長／牛尾こうじろう議員。

牛尾議員／再質問させていただきます。

どうも公園と住宅の答弁のこの温度差が非常にはっきりしていて、大変残念でございます。住宅についてですけれども、例えば、居住安定支援家賃助成、これは本当に収入がない方が利用する家賃助成で、これは5年間終わったら、打ち切りになれば、そこに住めなくなってしまうわけです。

これは適正な期間だと、ちょっとあまりにも冷た過ぎないかと思えますよ。

区営住宅にはなかなか当たらない、入れない。

かといって、なかなか民間住宅に入れる収入もないという方々が、この家賃助成が打ち切られたら一体どこに行くのかというのを考えたことがありますかということなんです。

それはお聞きしたい。

区営住宅では23区で一人当たりの住宅数は多いと、断トツだといいますけれども、これ、都営とか高優賃とか含めた公共住宅全体ですと、千代田区は100より(?)少ないですかね。

そこはいま一度認識をしていただいて、区営住宅、特に九段住宅の12区分(?)が一体どうなるのかも含めて、公共住宅の増設というのをぜひいま一度検討していただきたいと思えます。

樹冠被覆率ですけれども、これは確かに緑被率を増やすということは大事ですが、例えば、日比谷公園の整備では、木をたくさん切って、でも、芝生をたくさんつくるから、緑被率は上がりますよというふうな説明を都はするわけです。

やはり木陰が大事なんです。

やっぱり樹冠被覆率の向上というのも、もう一度前向きな答弁をお願いできないかと思えますけど、いかがですか。

以上です。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／牛尾議員の再質問にお答えします。

まず、居住安定支援家賃助成につきましては、緊急的に対応するものということでございますので、現行の期間は適切であると考えております。

続きまして、公共住宅の戸数についてですけれども、先ほども答弁させていただきましたが、今後、供給戸数につきましては現在の水準を維持すると同時に、今後とも居住環境の

質の確保に取り組んでまいります。

また、九段住宅の減少分というものは、今後、***住宅の方針の中で検討してまいります。

議長／ゼロカーボン推進技監。

ゼロカーボン推進技監／牛尾議員の再質問に対してお答えします。

この千代田区ヒートアイランド対策計画、今年の3月に改定をいたしております。

その中でも、学識経験者も交えて、どういった指標が適切かということの検討をいたしました。

先ほど、御指摘のとおり、樹冠被覆率というのは樹木限定で、緑被率というのは芝生とか、ほかの緑地も含めた形での指標ということになっております。

先ほど答弁でも申し上げましたように、緑地全体がその蒸散効果ということも含めて、ヒートアイランド対策に効果的であるということから、この指標としては緑被率ということになっております。

ただ、先ほども申し上げましたように、この暑熱環境の緩和に資する指標であるという形で認識しております。

ただ、国内では基本的にはこの緑被率というものを指標として使っているという実績もありますので、先ほど申し上げましたとおり、今後、国や都、他の自治体の動向も踏まえて、研究してまいりたいと考えております。

議長／次に、2番、大坂隆洋議員。

大坂議員／令和6年第4回定例会において、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問をいたします。

今回はちよだスマートスクールと千代田保健所の課題についての2項目、質問をいたします。

令和元年12月に閣議決定された補正予算案において、小中学校の児童・生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれました。

翌令和2年、本区においても1人1台のタブレットPC体制が実現し、次世代に向けた教育環境の整備に大きな一歩を踏み出すこととなりました。

以来、通信環境やセキュリティの課題、教える側のスキル向上など、様々な課題に対し、都度対応や改善を行いながら今日に至っており、現在の教育現場ではタブレットPC等のICT機器はなくてはならないという状況まで浸透し、定着をしています。

本区においては、こうしたICT環境の整備を行っていく中で、令和3年9月にICT授

業指針としての「ちよだスマートスクール」を策定し、学び方・教え方・働き方改革という3つのカテゴリーで17の具体的な目標を設定し、その取組を加速させてきています。この資料は教員向けに作成された「千代田ICT授業指針」の冊子に記載されているものです。

こうしたICT活用に向けた区の考え方、方針をまとめたものをこのほかに生徒・児童用のハンドブック、保護者向けにはリーフレットと動画によるオンラインセミナーという形で整備をし、教員・子供たち・保護者と共有をしながらICTの活用を進めてきています。そこでお伺いいたします。

GIGAスクール構想により区立小中学校において1人1台のタブレット端末が整備されて4年が経過いたしました。

この4年間でどのような成果があり、また課題としてどのようなことが考えられているのか、区の見解をお示しくください。

また、本区はGIGAスクール構想に先駆けて平成26年からICT教育に注力をしてきた経緯があります。

しかしながら、現状他の自治体と比較して先進性を有しているのか、いま一つ見えてきていません。

この現状を区としてどのように認識しているのか併せてお答えください。

GIGAスクール構想では、同時に統合型校務支援システムをはじめとしたICTの導入・運用を加速していくことで、授業準備や成績処理等の負担軽減にも資するものであり、学校における働き方改革にもつなげていくとしています。

本区においてもこの間、校務支援アプリケーションの導入など、様々な形で進んでいると伺っています。

一方で、タブレット端末の授業での活用について、クラスによっても利用の頻度の違いがあるという現状もあります。

教員それぞれの考え方やスキルによっても活用の度合いに差が出てきてしまうと、子供たちにとっては、タブレット端末での学びの機会の損失となってしまいます。

また、小学校入学時の児童へのサポートが不足しているのではないかという現場の声も伺っています。

小学校1年生は初めてタブレットを本格的に触るという子もいるということが考えられます。

最大35人の児童の指導を同時に行いながら、タブレット端末のフォローまで担任の教員だけで行っていくということは負担が大き過ぎるのではないのでしょうか。

授業開始時の設定や準備、不具合等の対応に追われ、授業全体の進捗が遅れてしまうなどの状況も見られるようです。

そこでお伺いいたします。

本区において校務のICT化はスムーズに進んでいるのでしょうか。

I C T化により教員の負担が増えてしまうようでは本末転倒となってしまいます。

現状と今後の取組についてお答えください。

その際、本区D X部門との適切な連携は行われているのでしょうか。

D X部門の役割について見解をお聞かせください。

また、区立小中学校間やクラス間で、タブレット端末活用の水準に格差は出ていないでしょうか。

平準化の仕組みをつくることも必要と考えます。

そのためには教員のスキルアップも欠かせません。

さらに、教員をサポートする支援員についても、現在活用はしていますが、さらなる運用の改善も必要と感じます。

これら教員に関連する課題に対してどのような取組を行っているのか、併せてお答えください。

今回、ちよだスマートスクールについて一般質問で取り上げた大きな要素として、タブレット端末の更新時期を迎えるという点が挙げられます。

端末には耐用年数があるため、致し方ないところではありますが、更新には多額の費用がかかります。

昨今の円安傾向と物価高でP Cやタブレットの価格は4年前と比較しても相当程度値上がりをしているというのが現状です。

一方で、タブレット等の製品についての技術は以前ほどのスピード感はなくなったものの、日々進歩しており、製品そのもののスペックは向上し続けています。

それと並行して使う側のスキルも上がってきています。

そのため、今回の更新に当たってタブレットのスペックがダウンすることは極力避けなければならないと考えます。

ましてや、一斉に更新ということになれば、学年の途中で今まで使い慣れていた機器から変更となります。

その際に、性能が落ちてしまつては、子供の学習に対する意欲をそぐことにもつながりかねません。

今回以降の更新についても、そうした視点からの検討が必要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

間もなくタブレット端末の更新時期を迎えると思われませんが、どのような計画となっているのでしょうか。

また、更新に当たり、これまでできたことができなくなるというようなことは発生しないようにしなければならないと考えます。

端末の選択に当たり、これまでの継続性を重視すべきと考えますが、いかがでしょうか。

現時点での区の考え方をお示してください。

このG I G Aスクール構想のスタートに際し、当時の萩生田光一文部科学大臣がメッセー

ジの中で「ICT環境の整備は手段であり、目的ではない」と述べています。

この整備されたICT環境を活用し、どのような教育を行っていくのか、そこが非常に大切です。

我が国が目指す未来社会の姿であるSociety 5.0の時代を生き抜いていくことになる今の子供たちに対し、このICT環境を活用して何をしてあげられるのかを熟慮し、実行することが、これからの教育に課せられた命題だと考えます。

生まれた時から身近にスマートフォンやタブレットなどデジタル機器が存在し、デジタルネイティブとも呼ばれるアルファ世代の教育に必要なことは何であるのかを模索していくことが求められています。

そこでお伺いいたします。

今後、整備されたICT環境を活用し、本区ではどのような教育を行っていくつもりなのか、改めて教育長の見解をお聞かせください。

次に、千代田保健所の課題について質問をいたします。

千代田保健所は神田保健所と麴町保健所の2つの保健所を統合し、平成22年に竣工いたしました。

以来、区民の健康を支える拠点として、疾病の予防・衛生の向上などの役割を果たしてきています。

また、医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力の下、休日・祝日・年末年始に対応していただける休日応急診療所・休日応急歯科診療所・調剤薬局の存在は、我々にとっても非常にありがたいものであり、区民にも広く周知されてきたところです。

一方で、令和2年初めコロナウイルス感染症が流行した際は、未知の感染症ということもあり、当初から情報が少ない中、東京都や受入れ可能な病院との情報連携、患者との様々な確認や日々の対応など、まさにフル稼働を超えた業務量となりながらも、医療崩壊を防ぎ、区民の命を守るために総力を挙げて対応していただいたことは記憶に新しいところだと思います。

その後もワクチンの接種が可能となったことで、希望する区民全員がスムーズにワクチン接種を受けられる体制を素早く構築しなければならなかったなど、約3年にわたり組織全体に非常に大きな負荷がかかり続ける状況が続き、その間、全庁を挙げて人員の応援態勢を取ることなどの対応を行い、特に大きな支障もなく乗り切ることができたものと考えています。

そこでお伺いいたします。

コロナウイルス感染症のいわゆるパンデミックから一定期間が経過し、現時点において保健所の体制・人員については十分に担保されているのでしょうか。

コロナ禍で得た教訓を踏まえ、現状の認識はどのようになっているのかお答えください。

まさにコロナ禍の真ただ中だった令和3年3月末、新型コロナウイルス感染症対応のための事務スペース確保や、さらなる新興感染症、大規模食中毒などへの健康危機管理対策、

災害時医療体制を強化するという目的により、千代田保健所生活衛生課が試験検査係を保健所に残した形で、千代田会館の8階に移転いたしました。

区役所本庁舎周辺エリアという形ではありますが、保健所からは直線距離で約300メートルほど離れているという立地です。

物理的に1つの部署が2つに分かれているということは、必然的に業務に支障が出てしまいます。

行き来をするために当然時間はかかりますし、部署内での情報伝達や意思疎通一つとっても、同じ建物内にあるのとないのとは大きな違いが生じるはずです。

そうした障害を様々な工夫により乗り越えているというのが現状だと思いますが、今後に向けた課題の一つとして認識をしておかなければならないと考えます。

そこでお伺いいたします。

次のパンデミックが発生したときの対応・災害時の拠点機能としての対応など、保健所として備えておかなければならないことは多岐にわたります。

この視点からの課題や、現在行っている対応等があればお答えください。

また、千代田保健所は竣工から14年が経過しています。

老朽化こそしておりませんが、その間、社会情勢は大きく変化しており、保健所機能として必要なものや、求められるものは増えてきており、同時に区内人口も増加しています。

ハード面においても課題はないのでしょうか。

1つの部署が2か所に分かれて存在する現状について、今後どのような対応を考えているのか、併せて見解をお聞かせください。

最後に「こども家庭センター」の整備について伺います。

こども家庭センターについては、令和4年に成立した改正児童福祉法により、設置が努力義務となりました。

本区においては、子供の総合的なサポート拠点として子ども総合サポートセンターの設置を検討してきましたが、この法律改正の趣旨と方向性が合致することから、以降、児童福祉と母子保健の一体的なサービスの提供体制の整備に向けた検討を行ってきました。

この間、保健師による妊婦面談等を児童・家庭支援センターでも実施できるよう、オンラインを活用した環境整備等が進められ、これまで以上の連携が図られてきてはいますが、「センター」の設置に向けた具体的な動きはあるのでしょうか。

一括化された窓口の設置など、利用者から見て一体的に見える形をつくる必要があるのではないのでしょうか。

これまで子ども部主体で検討がされてきましたが、母子保健の機能を有する保健所としても「こども家庭センター」設置に向けて責任を持って推進していただきたいと思います。

そこでお伺いいたします。

全ての妊産婦・子育て世帯・子供に対し、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働して、妊娠期から子育て期における切れ目のない相談支援を行うための「こども家庭センター」

の設置が努力義務となっています。

近隣自治体でも拠点設置などの対応は進んでいるようですが、本区においてはどのように進めていく考えなのでしょうか。

区の見解をお聞かせください。

以上、ちよだスマートスクールと保健所の課題、2項目について質問いたしました。

区長並びに関係理事者の前向きな答弁をお願いし、一般質問を終わります。

議長／子ども部長。

子ども部長／大坂議員のこども家庭センターに関する御質問にお答えいたします。

こども家庭センターは、児童虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的とし、全区市町村において設置することとされました。

従前より、支援が必要な子育て家庭や妊産婦については、児童・家庭支援センターと保健所が緊密な連携を取りながら支援に当たってまいりましたが、こども家庭センターの整備により、さらなる連携強化が図られるものと認識しております。

一方で、整備に当たっては、組織の見直しや人員体制の確保が必要であり、また、児童・家庭支援センターと保健所の物理的な距離などの課題もございます。

将来的には物理的にも近接して業務に当たることを目指しつつ、当面の間は、児童福祉と母子保健の機能連携による、こども家庭センターの整備を検討しております。

現在、児童福祉法やガイドラインに定める要件、具体的な連携方法を保健所と協議・検討しているところであり、早期のこども家庭センター設置に向けて、引き続き一体的に取り組んでまいります。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／大坂議員のGIGAスクール構想についての御質問にお答えいたします。

初めに、成果と課題についてですが、各学校では、授業改善に努め、デジタル機器を活用した学びの実現を図っています。

授業における活用の頻度が上がったことで、子供たちのICTスキルは年々向上していることが、意識調査から分析できております。

また、教員の実態やニーズに応じた研修を実施するとともに、ICT教育連絡会や情報共有できるチャンネルを活用し、実践事例を随時共有してきたことで、教員のICTを活用した指導力は、国の調査の平均を大きく上回っています。

一方、課題としては、子供たちがICTを活用しながら自ら学習を調整し学んでいく「個別最適な学び」のさらなる充実が挙げられます。

また、教員も含めた情報モラルの意識を高めていく必要もあります。

今後は、課題の分析を進め、改善のための取組を推進してまいります。

次に、ICT教育に関する先進性についてですが、本区では一早く子供たちにタブレットPCを貸与し、全教室に大型提示装置を設置するなどの環境整備を進めてまいりました。

また、デジタルを活用した子供の学びを実現するための授業改善を進め、情報活用能力を高めることにつながっております。

こうした取組が評価され、令和4年度、全校が「学校情報化優良校」に、そして、千代田区は「学校情報化先進地域」として認定されました。

次に、校務のICT化とDX部門との連携についてです。

令和3年度に校務用パソコンの整備を行い、デジタルを活用した校務の効率化を進めてまいりましたが、一部のシステムは職員室でしか運用できないことなどが課題となっております。

そのため、リプレースの際にはクラウド活用を前提とした次世代校務システムの導入を検討し、多様な働き方の環境づくりを進め、教員のさらなる負担の軽減を図ってまいります。

こうした事業計画などを進めるに当たり、DX部門と連携することで、特にセキュリティ管理及びその運用の在り方についての検討や助言などをいただいております。

次に、学校間でのタブレットPC活用の水準についてですが、これまでの4年間の取組を通じて、子供や教員の実態や教科の特性によって、使用頻度や活用機会に差が生まれている部分もございます。

教育委員会としましては、これまでの成果と課題を踏まえ、研修によってスキルアップを図りつつ、実践事例の共有やICT支援員との連携を通して、さらに活用を推進していく環境づくりに取り組んでまいります。

次に、タブレットPCの更新についてです。

令和8年9月にリプレースされるため、令和7年度にかけて、端末本体やOS、ネットワーク環境やサポート体制などを検討する際、これまでの取組が後退しないよう配慮した環境整備についても検討してまいります。

最後に、今後の本区のICTを活用した教育についてですが、引き続き「ちよだスマートスクール」を推進し、ICTを効果的に活用して子供たちの資質・能力を育てていくとともに、子供自身が主体的に学びを進められるよう取り組んでまいります。

また、ICTの活用や情報技術に関わる教員の資質・能力の向上を図るほか、適切なICT環境を整備するとともに、AIなどの新たな技術を学びに生かしていくための取組をさらに進めてまいります。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／大坂議員の保健所の課題に関する御質問にお答えします。

まず「コロナ禍で得た教訓を踏まえた現状認識について」でございます。

新型コロナウイルス感染症対応においては、積極的疫学調査やワクチン接種等、急激な業務量の増大により保健所業務が逼迫し、庁内職員の応援や外部委託、システム導入による業務効率化等、様々な対策を講じながら対応してまいりました。

新型コロナウイルス感染症が5類となって以降、感染症業務については一旦平常化しておりますが、パンデミックの発生に備え、平時からの職員のスキルの向上や、迅速な応援体制を確保しておくことが必要であると認識しております。

一方、社会情勢等の変化への対応と健康事業・感染症対策及び母子保健事業等の体制強化を図るため、令和6年度に組織改正を行って保健所の機能強化を図ったところであり、引き続き体制の確保に努めてまいります。

次に「パンデミックが発生した時の対応・災害時の拠点機能などについて」でございます。新興感染症等発生時は、その流行状況に応じ、迅速に体制を確保して対応に当たる必要があります。

区では本年3月に「千代田区感染症予防計画」を策定し、現在はその実効性を確保するための「健康危機対処計画（感染症編）」の策定を進めているところです。

また、大規模災害時には、保健所に医療救護活動拠点を設置し、対応に当たることとなります。

区ではこれまで災害時医療救護訓練の実施や医薬品の備蓄、資器材の整備等に努めてまいりましたが、今後は、災害時にも速やかな情報集約ができ、医療救護活動拠点がより機動的に役割を果たせるよう、DXも含めた機能整備が必要であると考えております。

最後に「社会情勢の変化に伴う保健所機能における課題や今後の対応について」でございます。

議員御指摘のとおり、人口増に伴う事業規模の拡大や行政課題への対応のため、現在は保健所が2か所に分散して業務に当たっています。

所内では緊密な連携体制を取り、業務に支障がないよう努めているところです。

今後、新たな課題への対応においても、よりよい連携の方策等について検討し、実施してまいります。

議長／大坂隆洋議員。

大坂議員／自席より再質問させていただきます。

まず、子ども家庭センターの設置なんですけれども、様々な課題があつて、現状、まだ進んでいないというところで、早期にという言葉がありましたけれども、実際にこの児童福祉法が改正されたのがもう2年前というのと、努力義務になったのも半年前というところで、いつからが早期なのかというところが非常に問題があるのかなというふうに感じたために今回質問したという経緯が、まずあります。

近隣区を見てみても、新宿区ですとか港区、様々状況は違いますけれども、設置が既に進んでいるというところもありますので、千代田区として何でこれがまだ進んでいないのか、その理由と、この、早期というところがいつなのか、具体的にいつなのかということも踏まえて、今後の方針、スケジュール観をまた示していただければと思います。

保健所の課題についてなんですけれども、今は2つに分かれていて、様々な工夫により対応しているというところなんですけれども、このハード面の部分、今すぐということではないですけれども、これから先も踏まえてしっかりと検討していかなければならないという思いもあっての質問なので、その辺も踏まえて、今、保健所としてどういうふうを考えているのか、改めて御見解を示していただければと思います。

よろしくをお願いします。

議長／子ども部長。

子ども部長／大坂議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、なるべく早期の実現に向けての動きをしているということをごさいます、現在、私ども子ども部と保健福祉部、具体的には保健サービス課が中心となるんですけれども、そのあたりで様々な協議をしているところをごさいます。

やはり一番のネックといいますか、時間がかかっている要因といたしましては、先ほど申し上げた人員体制の確保というところに尽きると思います。

これにつきましては増員計画を立てまして、本年度、来年度、そして8年度に向けまして、様々に専門職を中心に人員を補強していくという計画を立てておりますが、御案内のとおり、人材というものは一朝一夕に育つものではございませんので、多少時間もかけながら、また、経験もさせながらでございますが、人を十分に確保した上で、先ほど申し上げた組織体制を整備しつつ早期にということ、現時点では明確な時期は申し上げられませんが、早期の実現に向けて努力をしているところをごさいますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／大坂議員の再質問にお答えいたします。

千代田保健所につきましては、移転以後の業務量の増加から、現状の保健所施設の元に1か所に戻るということでは、現状、困難な部分がございます。

保健所の今後につきましてはですけれども、ハード面の課題としては、現在、生活衛生課が執務に当たっている千代田会館がいつまで使用が可能かといったことも関係するかと考えられますし、また、保健所だけではなく、全庁(?)ではそれぞれの所管で様々な課題やニーズもあると思われるので、全体の中で保健所としても御相談していければと考えており

ます。

議長／次に、18番、岩田かずひと議員。

岩田議員／2024年第4回定例会、一般質問をさせていただきます。

電動キックボードLUUPの対応策についてお聞きします。

区長はLUUPを利用して公道を走ったことがありますか。

私はありません。

LUUPは「街じゅうを《駅前化》するインフラをつくる」というミッションを掲げて、2021年4月に電動キックボードのシェアリングサービスを開始しました。

2023年7月に道路交通法が改正されたこともあり、ユーザー数が一気に増えました。

今までは運転するのに原付免許が必要でしたが、現在は16歳以上で免許も不要、ヘルメットの装着も努力義務に緩和され、最高時速20キロメートル以下の基準を満たせば運転することが可能になり、運転する人にとっては非常に便利になりました。

その半面、2023年7月から2024年6月までの1年間で電動キックボードの交通違反の検挙件数は2万5156件であると警察庁は発表しています。

2023年7月には月に405件だった検挙数が2024年5月には3000件を超えているのです。

これは皆さんもお目にかかったことがあるかもしれませんが、歩道を走行したり信号無視をしたりといった違反が多くを占めています。

ということは、それだけ歩行者にとっても運転する方たちにとっても危険な状態にあるということです。

ちなみにシンガポールでは、2019年に電動キックボードの歩道及び車道を走行することの全面禁止が決定されました。

また、オーストラリアのメルボルン市における電動キックボードの導入は2024年8月に契約の満了を待たずして契約打ち切りが発表されました。

フランスのパリ市では、約138万人の有権者を対象にした投票で、投票者の約9割が電動キックボードのレンタル禁止に賛成するという、圧倒的な差によって電動キックボードのレンタルを禁止する民意が明らかになり、2023年8月31日をもって同市における電動キックボードのシェアリングサービスは終了しています。

2024年9月にはスペインの首都マドリードの当局は、電動キックボードのレンタル会社、3社の営業許可を取り消すと発表しました。

これに対して千代田区は、電動キックボードに対して何も対応しておりませんが、何も対策がないのか、どうすることもできないのか、お答えください。

次に、区長のこの4年間の御自分の仕事に対する評価・自己採点についてお聞きします。

樋口区長は3年10か月ほど前に選挙公報で「日本の中枢・千代田区が、どこよりも早く

コロナ危機を乗り越え、豊かさ住みよさ日本一の千代田区を実現するため、区民に寄り添い、改革を断行する覚悟です」と自分の覚悟を表明していました。

まずは、これについてどの程度実現できたかお答えください。

また「区長報酬2割カット」とも広報に書かれています。

区長報酬をいつからいつまで何か月、合計幾らカットしたのかお答えください。

そして、「多選自粛（3期まで）」ということにまで言及されておりますが、その考えは今も変わっていないのでしょうか、お答えください。

さらに選挙公報に書かれていた「預けたいときに預けられる子育て環境の実現」「女性会議を設置、女性の声を具体的に施策化」「外堀、神田川、日本橋川の水質浄化と活性化」「温室効果ガスの排出量を2050年まで実質ゼロ」「ペットと同行できる避難所、動物福祉の推進」は、それぞれどの程度実現したのかお答えください。

そして、これらも含め、何が区民にとってよかったかなど具体的に述べた上で、自分の4年間の仕事ぶりについて自分で点数をつけてお答えください。

次に、学会館の一部を保存することに伴う再開発についてお聞きします。

本件について、「環境まちづくり委員会」の中で「地元住民の意見を聞くことはしない」と明言していましたが、それはなぜなのでしょう。

区民の為のまちづくりであり、近隣住民に負担のかかる再開発なのだから、近隣住民の話を聞くのは当たり前だと思うのですが、それについてどう考えているのか、区の認識をお答えください。

そして、なぜもっと丁寧に話を進めようとしなかったのでしょうか。

完成予想の模型を作ったり、近隣住民と話し合ったりして、もっと民意を反映すべきであると考えますが、どうしてそんなに話を進めることを急ぐのか、お答えください。

さらに、まだ委員会の中で区有共有財産である区道の廃道も含め議論している最中なのに、本定例会提出予定案件に既に「特別区道の路線の廃止について」が出されているのはいかがなものかと思えます。

委員会で結論も出ていないのに、区道の廃道ありきで話が進められており、委員会軽視ではないでしょうか。

区の認識をお答えください。

区民共有財産である区道を廃道するのであれば、区民の意見を聞き、区民のためになるように活用すべきであるのに、近隣住民の意見も聞かず再開発をし、一民間事業者を利するためだけの本計画は、民間事業者に対する利益供与や、区民に対する背信行為にならないのかお答えください。

また、区長は、今回廃道となる区道の時価増額が幾らぐらいになるものなのか分かっているのでしょうか。

区長も議員もその金額すら知らずして、賛否の判断はできませんので、金額が幾らぐらいになると算出しているのか。

区長は金額を知っているのか。

それぞれお答えください。

そして、今回の学士会館の件も含め、今後の再開発事業で予定している区道の本数と面積、公共施設の数と面積、投入される予定の税金額をお答えください。

最後に、日本テレビ再開発における「番町次世代シンポジウム」について質問します。

本件に関して言えば、地元住民の意見を聞くことが一番重要視されていたはずだと思いますが、地元住民の要望は閑静な住宅街であり、静かに暮らしたいことだと認識しています。

ところが、当該シンポジウムでは、テナントにどんな店が入るのか、広場をどう活用するかといった話ばかりに軌道が向けられており、本来の懸案事項である風紀の乱れや地元の閑静な雰囲気の維持などについて話し合われていないのではないかと懸念しておりますが、その点どうなっているのでしょうか。

お答えください。

また、参加者も限定されているようですが、これだけ大きな再開発で、街の雰囲気も人の流れも変わることなので、人数を制限せず自由に意見を言えるようにするべきではないのかと思いますが、区の見解を教えてください。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／岩田議員の御質問にお答えします。

御質問の電動キックボードは、手軽に利用でき、環境負荷が低い移動手段として普及しており、東京都では、電動キックボードなど電動マイクロモビリティを活用したスマートプロジェクトが進められております。

区内では、ほとんどレンタルで利用され、区有地等にポートはございませんが、議員御指摘のとおり、電動キックボードの関連事故や交通違反の検挙件数が多いことは課題であると認識をしております。

歩行者の安全確保のためには、利用者の交通ルールやマナーの周知徹底が重要であり、現在、国、東京都、警視庁、学識経験者、地域住民等が参加した協議会の中で、既にこれらについては検討を進めているところでございます。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／岩田議員の、まず、学士会館に関する御質問にお答えいたします。

学士会館については、文化や歴史、景観などの価値の高い建物が都市計画道路の制限を受ける中で、どのような対応が可能か、所有者である学士会が長年検討してきたことは、区

としても承知しておりました。

今般、区道を廃止し、学士会が東の敷地所有者と共同事業を行うことで、旧館を曳家して保存活用が可能となることから、区としても意義のある取組であると捉え、本定例会において、廃道の議案を提出させていただいております。

なお、建物の配置や規模等の詳細については、事業者が責任をもって計画するものであり、今後の建物整備計画等については、千代田区建築計画の早期周知に関する条例により、近隣の方々へ説明する必要があるとございます。

また、学士会館の整備は、市街地再開発事業で行うものではありませんが、現時点で区内で都市計画決定している市街地再開発事業において、区道を廃道して宅地化する道路は5本で、面積は約750平方メートル、既存で存在するまたは存在していた区有施設は7施設、約1万500平方メートルです。

補助金や追加床取得がある場合などの金額は定まっております。

なお、今回の廃道に関する金額関係ですが、議案審議の際に御説明する予定となっております。

次に「番町次世代シンポジウム」についてですが、二番町地区地区計画の変更にあたり、地域の要望は議員御指摘の内容だけではないことが都市計画審議会でも明らかになっております。

そのため、附帯決議で示された前向きに話し合う場として令和7年1月12日に開催をいたします。

意見については、互いに理解し合うことも想定しており、人数については最大30人としております。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／岩田議員の自己採点の御質問にお答えいたします。

初めに、選挙公報で表明した内容をどの程度実現できたかについてです。

新型コロナウイルス感染症対策については、迅速なワクチン接種など、区民の命と健康を守るための様々な取組をいち早く行い、また、区内経済活性化のための取組を実施し、基礎的自治体として果たすべき役割を遂行することができたものと思っております。

また、第4次基本構想を策定し、本区の将来像の実現に向けて今後も毎年度ごとに変化に的確に対応しながら、様々な取組を展開しているところです。

次に、区長報酬につきましては、区長就任の日から令和4年2月までの間、合計で約457万円削減しました。

次に、多選自粛については、認識は変わっておりません。

次に、各施策の実現度についてですが、御質問のあった施策は、既に実施または着手しており、それぞれ一定の成果や効果が生じていると考えております。

最後に、仕事ぶりの自己採点についてですが、区民の皆様が採点されるものと思っております。

議長／岩田かずひと議員。

岩田議員／18番岩田かずひと、自席より再質問させていただきます。

まず、LUUPについてです。

都や国や事業所に何かしら言うこともできないのでしょうか、検討じゃなくて、対策は。まさかとは思いますが、千代田区が思い切って電動スクーターを禁止するほどに至らないのは、区長の父親であり、元警視総監の樋口氏が今年の10月にLuup社の監査役に就任したからということはないですね。

「元警視総監もLUUP入りとか、ほんと終わってんな、ずぶずぶじゃん。

こんな投稿がX（旧Twitter）上で1万2000件以上ポストされ、大きな反響を呼んでいる。

また、警察からの天下りではないかと、SNS上で批判が殺到している。

警察とのコネがあるから、悪質なLUUP利用者が摘発されないのでは、安全性の強化ではなく弱体化の間違ひでは、というようなSNSの書き込みも散見される。」と、文春オンラインは報じております。

今後、区として検討ではなく、対策は何もする気はないのか、再度お答えください。

次に、学士会館の件です。

これも事業者任せではなく、区も積極的に関与すべきだと思います。

11月18日に東京パークタワーの住民だけに対する説明会を行ったというのは私も知っています。

高さ100メートルにもなろうという超高層ビルの建設で、近隣住民には何らかの影響があります。

それは日陰の問題だけではありません。

また、一緒に整備される広場にしても、近隣住民が使うものなのになぜ東京パークタワーの住民に対してだけの説明会であり、近隣の住民に対して行わなかったのかをお答えください。

しかも、その説明会の中で、遊べるはずの広場がいつの間にか利用できるという説明にトーンダウンしていたのはなぜかもお答えください。

その広場も一つにすれば、そこそこ大きな使い勝手のよい広場ができるのに、再開発するための都合ですが、住友商事の言いなりで、わざわざ小さな2つの広場に切り分けて使い勝手の悪いものにしようとしている。

ここでも樋口区政の業者に寄り添った区政運営が見事に発揮されているというわけです。

ちなみに区は11月18日のたった一度の、1つのマンションの住民を対象にした説明会

だけで近隣住民の賛同を得られたと言えると考えているのでしょうか。

また、この説明会は、この1回をもって終わりなのか、それぞれお答えください。

文化財の保存は言い訳で、再開発を食い物にして、またしても天下り先の創出に奔走しているのではないか。

もっと真剣に文化財を守れ、山の上ホテルくらい必死でやれ、学士会館の一部を保存するだけのかさぶた保存をすることに比べ、近隣住民の負担は大きいとの区民からの声も聞かれます。

計画の推進を急ぐのは、12月3日の学士会の臨時会に間に合わせ、承認されることを見越して、丁寧さを欠いた強引な進め方をしているのではないかとお答えください。

また、当該学士会館の件に関与している株式会社イム都市設計は、千代田区官製談合事件で逮捕された元議員に対し、2013年4月14日に100万円の寄附をしており、そのような関係を区民が心配しておりますが、問題はありますか。

お答えください。

日テレに関して質問します。

どんなやり方でも議決したのだから、あとはこっちのものというような態度ではなく、近隣住民の意見をよく聞き、それを反映し、強引に計画を進めることなく、よりよいまちづくりのために閑静な町並みを堅持するようにしていただきたいと、多くの住民が思っておりますが、区はどのように考えているのかお答えください。

今回の話合いの場では、相手の意見を否定するような発言はしない旨を約束されており、何かをしてほしいことしか話すことができません。

議長／発言要旨にしたがって、再質問をしていただけますか。

岩田議員／答弁の返しで、今、再質問しています。

続けます。

今回の話合いの場では、相手の意見を否定するような発言はしない旨を約束させられており、何かをしてほしいことしか話すことができず、やめてほしいことについて何も言えない。

言いたいことも言えないのでは、附帯決議にそった前向きに話し合える場とは言えないと思われるが、区はどのように考えているのかお答えください。

そして、最後に、区長の仕事に対する評価についてです。

千代田区緑の基本計画では、緑地の保全及び緑化の推進と言っているながら、街路樹をばっさばっさと切りまくり、建築業者やテレビ局など大手民間企業の言いなりで、高層ビルを建てまくる片棒を担いでいる。

区民の生活はお構いなしで、職員の天下り先をつくることに奔走しているのではないかと皮肉る区民もいます。

確かにそのどこが住みよき日本一の千代田区を実現するため、区民に寄り添いなのか、全くもって理解できません。

そして、千代田区官製談合事件で逮捕者まで出したときに。

議長／改めて、岩田議員、注意申し上げますが、発言通告の範囲内でよろしく願いいたします。

岩田議員／じゃあ、時計を止めてください、一旦。

続けます。

そして、千代田区官製談合事件で逮捕者まで出したときに、区長がその責任を取って自ら減額した給与が1か月分の20%である25万7200円、そして公約として掲げていたときに減額したのが約457万円。

議長／答弁に対する再質問をお願いいたします。

岩田議員／つまり、全国レベルのニュースにもなった事件なのに、その程度の責任の取り方しかなかったということです。

小野議員（？）／答弁に対して***。

岩田議員／議長、小野議員がうるさいので注意してください。

しかも、本件を議員からのパワハラが原因であったかのように結論づけて事を収束させようとしている区への対応。

議長／岩田議員、答弁に対する再質問をお願いいたします。

岩田議員／これはトータルで言っていますので。

続けます。

本当は職員と親密な関係にあった職員がパワハラを用いるなどして、部下を実行役とさせていた組織ぐるみの犯行ではないかという疑念はまだ晴れておりません。

うみを出し切る覚悟あるならばとことんやるべきです。

さらに、今年7月の都知事選挙のときには、選挙初日に公営掲示板が全員そろわないという（？）大失態がありました。

議長／岩田議員、議長からの注意に従っていただけないため、会議規則第51条第2項及び地方自治法第129条第1項に基づき。

岩田議員／ちょっとおかしいですよ。
まず、ちょっと時計止めてください。
おかしいですよ。
これはちゃんとトータルで最後まで聞いてください。
それで、違ったら違ったらで処分してください。
それで結構ですから。
ちゃんと最後まで聞いてください。
まだ時間ありますよ。

議長／発言通告に従って、あと、答弁に対する再質問をお願いいたします。

岩田議員／これは区長の仕事ぶりのことに関してですから、トータルで質問をしています。
ちゃんと最後まで聞いてください。
続けます。
お願いします。
続けて。

議長／岩田議員、ちょっとお待ちください。
質問時間がちょっと今、流れていなかったもので、先ほどのところまで戻っていただいて。
止められたときですね。
私が会議規則と言ったところぐらい。
もうちょい前、もうちょい。
10秒ぐらい前。
いいですか。
じゃあ、大丈夫ですか。
重ねても少しあれなんですけど、お願いいたします。

岩田議員／本件、官製談合事件を議員からのパワハラが原因であったかのように結論づけて事を収束させようとしている区の対応。
本当は、議員と親密な関係にあった職員が、パワハラを用いるなどとして部下を執行役とされていた組織ぐるみの犯行ではないのかという疑念はまだ晴れておりません。
膿を出し切る覚悟があるならば、とことんやるべきです。
さらに、今年7月の都知事選挙のときには、選挙初日に公営掲示板が全部そろわないという大失態がありました。
選挙といえば、民主制の糧における表現方法として大事な場面であるのに、それについて

は区のトップとして何も責任を取っておりません。

また、待機児童ゼロと言っているが、例えば同じ家庭の兄弟の保育園が神田と麴町になってしまったときなどに不便なので、親がどちらかの保育園を断ったとしたら、その家庭の子は待機児童としてカウントせず、潜在的待機児童ということになるのです。

自治体の中では、潜在的待機児童数を公開しているところもあるが、千代田区はホームページでもそれをしていないどころか、潜在的待機児童がいるのに待機児童ゼロをうたっているという、あまりにも不親切な対応。

女性の声を具体的に施策化と言いながらも、審議会や協議会など、男性ばかりの会議体が多数を占めている現状。

議長／岩田議員、先ほどの発言。

岩田議員／時計を止めてください。

議長／止まっています。

大丈夫です。

発言通告内の再答弁。

岩田議員／発言通告ですよ、ちゃんと。

ちゃんと見てくださいよ。

議長／読んでおります。

岩田議員／ちゃんと見てください。

議長／答弁に対する再質問を行っていただく上で、少し発言通告からから。

岩田議員／一番最初の質問で、僕はこれを言ったところに対して言っていますので。

もしもそれで答弁が返ってきていないというんだったら、それは答弁漏れです。

続けていいですか。

議長／改めて、これだけ。

改めて、議長から注意を申し上げます。

発言通告内の範囲内で発言をしてください。

岩田議員／続けます。

外堀、神田川、日本橋川の。

議長／すみません、再開。

ちょっと待ってください。

大丈夫です。

岩田議員／外堀、神田川、日本橋川の水質浄化は、3年半前と比べてどこまできれいになったのでしょうか。

「温室効果ガスの排出量2050年までに実質ゼロ」と言いながら、建築する際に温室効果ガスを出しまくる高層ビルを次々と建設しやすくさせている区の姿勢。

「ペットと同行できる避難所、動物福祉の推進」といいながら、ペット同行避難所ができて、ペット同行避難訓練はどれだけやっているのでしょうか。

そもそも避難所で雑魚寝をする前提がスフィア基準など、世界的に見ても考えられない。学校での動物飼育という名の動物虐待をこれからも続けるという命の尊さを何とも思わない非道さ、また、保健所とボランティア団体との連携不足など、保護動物に対する姿勢が石川区政と比べても明らかに後退している現状、それらを総合的に勘案して点数をつけるならば、100点満点で2点という区民もいますので、区長自身の仕事ぶりが及第点だったのか再度お答えください。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／岩田議員のLUUPについての再質問についてお答えします。

繰り返しの答弁になりますが、利用者の交通ルールやマナーの周知徹底が重要であると認識しております。

こうした中で、現在、国、それから東京都、警視庁、学識経験者、地域住民等が参加した協議会の中で、既にこれらについて、今、検討をしているところでございます。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／再質問にお答えさせていただきます。

本質問よりかは再質問のほうが多かったような感じなので、ちょっと忘れちゃっている部分があるかもしれません。

すみません、そのときは言うただければと思います。

まず、先ほど御説明しましたけれども、また言われましたけれども、学士会館は市街地再開発事業ではございませんので、そこはまず御理解していただいたほうがいいかなと思います。

それと、パークタウンさん(?)という話をしたのでお名前を出しますけれども、説明会ということで、これに関しましては、当該委員会でも御説明しているように、今回の案件に関しては廃道を伴うので、事業者には条例などで定めのない早い段階で地域に説明をしてくださいということで、その中でパークタウンさんにも話した。

それ以外の方々にも話した。

その中で、パークタウンさん(?)は何回かやり取りをしたいということなので、それで説明会が続いているということですので、そこは委員会でも御説明しているので、御理解していただきたいなという要望です。

あと、広場の一か所ということで言われたのかなと思うんですけども、委員会でも廃道に関しては、ある程度、ここで私のはっきり言っちゃいけないのかもしれないかもしれませんが、ある程度御理解いただいている中で、広場の位置だとか箇所だとかということを議論されてきたのかなというふうに思っております。

建物に関わるものに関しては今後やりますので、先ほど答弁したとおり、条例にのっとった説明は必ず必要になるということになりますので、そこはきちり事業者の方に説明をしていただきたいというふうに考えております。

それと、***都市設計と云々という話があったので、そこは私たちはちょっとよく分かりません。

それと、番町のほうですね。

言いたいことを制限しているということは、そういったことはなく、前向きに話し合う場ということで都市計画審議会で示されましたので、そういう場をつくって協議していきたいといったようなところですので、そこら辺も御理解いただけるとありがたいなというふうに思っております。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／岩田議員の再質問にお答えいたします。

ただいま様々に御意見いただきましたが、全体的に区長の政治姿勢に対することということだと思います。

区民の方々は様々な御意見があると思いますが、日々、区のほうではそうした御意見を聞きながら、様々な意見を調整して、その上で最もよいと思われる形で区政を執行しているところでございます。

そうした様々な御意見があることから、では、区長の採点はと言われたら、それはやはり区民の方がそうした、日々の我々の区政の運営を見ていただいて点数をつけていただくと。そういう意味で、先ほど申し上げたところでございますので、御理解いただければと思います。

議長／以上で一般質問を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1から第5を一括して議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／まず、(仮称)四番町公共施設新築工事関係の一部変更契約につきまして、4件の案件を一括して御説明申し上げます。

いずれも、令和2年第1回区議会定例会において御議決いただきました、(仮称)四番町公共施設に係る工事請負契約につきまして、物価等の変動に基づくスライド条項の適用、時間外労働の上限規制による工期延長、施工方法の一部変更等による経費の増のため、契約変更するものでございます。

このうち、議案第42号「(仮称)四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について」は、変更前の契約金額、85億1545万4412円から、約7.7%増加し、91億6951万4412円となっております。

次に、議案第43号「(仮称)四番町公共施設新築電気設備工事請負契約の一部変更について」は、変更前の契約金額、7億864万2000円から、約20.7%増加し、8億5551万4000円となっております。

次に、議案第44号「(仮称)四番町公共施設新築空調設備工事請負契約の一部変更について」は、変更前の契約金額、5億5624万8000円から、約23%増加し、6億8398万円となっております。

次に、議案第45号「(仮称)四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更について」は、変更前の契約金額、4億7907万2000円から、約21.9%増加し、5億8385万8000円となっております。

次に、議案第46号「二七通り東地区歩道拡幅工事請負契約の一部変更について」でございます。

令和5年第3回区議会定例会において御議決をいただきました、二七通り東地区歩道拡幅工事請負契約につきまして、交通誘導員の追加等による経費の増のため、契約変更するものでございます。

変更前の契約金額、2億8380万円から、約11%増加し、3億1514万7800円となっております。

以上、5議案につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、何とぞ原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／お諮りします。

ただいま説明のありました5議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思

ますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第6を議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第47号「特別区道の路線の廃止について」につきまして御説明申し上げます。

神田錦町三丁目におきまして、都市計画道路用地の確保と、国の登録有形文化財である学士会館の一部を保存することから、特別区道千第836号線を廃止するものでございます。以上、御説明申し上げます。

御審議の上、何とぞ原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／お諮りします。

ただいま説明のありました議案は、環境まちづくり委員会に審査を付託したいと思います。が、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は、12月3日午後1時から開会いたします。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、御了承願います。

散会します。